

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(平成 26 年 3 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

改正	平成 26 年 5 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	平成 26 年 10 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 15 号	平成 26 年 12 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 17 号
	平成 27 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 27 年 5 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 11 号	平成 27 年 5 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
	平成 27 年 6 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	平成 27 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 18 号	平成 27 年 12 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 20 号
	平成 28 年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 28 年 6 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 16 号
	平成 28 年 7 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 17 号	平成 28 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 20 号	神奈川県警察本部訓令第 2 号
	平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	平成 29 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 29 年 6 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 16 号
	平成 29 年 12 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 27 号	平成 30 年 3 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 30 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号
	平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	平成 30 年 6 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 12 号	平成 30 年 8 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 14 号
	平成 30 年 10 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号	平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号	

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程を次のように定める。

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則(平成 26 年神奈川県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき、神奈川県公安委員会の権限に属する事務のうち、神奈川県警察において専決する事務その他必要な事項に関し定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 各部の部長、組織犯罪対策本部長及び運転免許本部長をいう。
- (2) 課長等 組織規則第 63 条第 1 項に規定する課長、室長、隊長及び所長をいう。

(専決区分)

第 3 条 警察本部長のほか、部長等、課長等及び警察署長は、別表の区分によりその所掌事務に属する事項について専決するものとする。

第4条 前条の規定にかかわらず、専決者において当該事項が特命のある事項、新規な事項等に属すると認められる場合は、部長等及び課長等にあつては上司の指示を、警察署長にあつては当該事務を主管する部長(運転免許に関する事務にあつては運転免許本部長)の指示を受けなければならない。

(公安委員会に対する報告)

第5条 規則第6条に基づく公安委員会に対する報告は、別に示す方法により、部(運転免許に関する事務にあつては運転免許本部)ごとに行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程に基づく事務処理規程(昭和52年神奈川県警察本部訓令第12号)は、廃止する。

附 則(平成26年5月27日神奈川県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年10月28日神奈川県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年10月29日から施行する。

附 則(平成26年12月19日神奈川県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成26年12月22日から施行する。

附 則(平成27年3月27日神奈川県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月26日神奈川県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成27年5月29日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月11日神奈川県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成27年6月11日から施行する。

附 則(平成27年9月29日神奈川県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成27年12月25日神奈川県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 27 号)

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 30 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)
この訓令は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)
この訓令は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)
この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

1 共通

法令名	条項	内容	公安 委員 会	専決者			
				警 察 本 部 本 部 長	警 察 本 部 部 長 等	警 察 本 部 課 長 等	警 察 署 長
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)	第 138 条の 4 第 2 項	公安委員会規則等の制定					
	第 245 条の 4 第 1 項	国家公安委員会からの技術的な助 言及び勧告並びに資料の提出の要 求に対する措置					
	第 245 条の 4 第 3 項	国家公安委員会に対する技術的な 助言及び勧告並びに情報の提供の 要求					
	第 245 条の 7 第 1 項	国家公安委員会からの違反の是正 及び講ずべき措置の指示に対する 措置					
警察官職務執行 法(昭和 23 年法律 第 136 号)	第 4 条第 2 項	警察官が避難等の措置をとったと きの報告の受理及び他の公の機関 への協力を求める措置					
警察法(昭和 29 年 法律第 162 号)	第 38 条第 5 項	公安委員会規則の制定					
	第 43 条の 2	監察の具体的及び個別的な指示等					

	第 45 条	公安委員会の運営に関する必要な事項の決定					
	第 50 条第 1 項及び第 55 条第 3 項	地方警務官の任免に関する同意及びその他の職員の任免に関する意見					
	第 50 条第 2 項及び第 55 条第 4 項	地方警務官及び地方警察職員の懲戒及び罷免の勧告					
	第 53 条の 2 第 3 項	警察署協議会委員の委嘱					
	第 53 条の 2 第 4 項	警察署協議会に関する必要な事項の決定					
	第 56 条第 3 項	監察事項等に係る事案の報告の受理					
	第 58 条	組織の細目的事項の定め					
	第 60 条第 1 項	援助の要求及び援助(大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則(昭和 32 年国家公安委員会規則第 3 号)第 13 条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣を除く。)					
		援助の要求及び援助(大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則第 13 条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣に限る。)					
	第 60 条第 2 項	警察庁への連絡					
	第 79 条	苦情の申出の受理及び処理並びに処理結果の通知					
警察法施行令(昭和 29 年政令第 15 1 号)	第 13 条第 2 項	公安委員会規則の制定					
自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)	第 81 条第 1 項	自衛隊の治安出動の要請について 県知事との協議					
行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)	第 4 条	審査請求の受理					
	第 9 条第 4 項	職員による審理手続					
	第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する 第 11 条第 2 項	総代の互選の命令					

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	参加人の参加の許可					
	参加人の参加の不許可					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	参加人の参加の要求					
第14条	審査請求の引継ぎ					
第15条第3項及び第6項	地位の承継の届出の受理及び許可					
第16条第1項	標準審理期間の設定及び公表					
第20条	口頭による審査請求の陳述を受けること					
第22条	審査請求書の送付及び受理並びに通知					
第23条	補正の命令					
第24条	却下裁決					
第25条第2項	執行停止の申立ての受理					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第7項	執行停止の決定					
第26条	執行停止の取消し					
第27条第1項	審査請求の取下げの受理					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書及び審査請求録取書の送付並びに弁明書の提出の要求及び作成					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項、第3項及び第5項	弁明書の提出の要求、作成及び送付					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第1項及び第2項	反論書及び意見書の提出期間の決定及び受理					

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書及び意見書の送付				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項及び第2項	口頭意見陳述の機会の付与並びに日時及び場所の指定並びに審理関係人の招集				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	補佐人の出頭の許可				
	補佐人の出頭の不許可				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	口頭意見陳述の制限				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	質問の許可				
	質問の不許可				
第32条第1項及び第2項	提出書類等の受理				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき期間の設定				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第33条	書類その他の物件の提出の要求の申立ての受理及び提出の要求並びに当該物件の留置				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	陳述及び鑑定の要求の申立ての受理並びに陳述及び鑑定への要求				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証の要求の申立ての受理及び検証の要求				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時及び場所の通知並びに検証へ立ち会う機会の付与				

替えて適用する 第 35 条第 2 項						
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 36 条	質問の要求の申立ての受理及び質問					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 37 条第 1 項及 び第 2 項	審理関係人の招集及び意見の聴取					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 37 条第 3 項	審理手続の期日及び場所並びに終 結の予定時期の決定					
	審理手続の期日及び場所並びに終 結の予定時期の通知					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 38 条第 1 項	提出書類等の閲覧及び交付の要求 の受理並びに閲覧の許可及び交付					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 38 条第 2 項	提出人の意見の聴取					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 38 条第 3 項	閲覧の日時及び場所の指定					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 38 条第 5 項	手数料の減額及び免除					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 39 条	審理手続の併合及び分離					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 41 条第 1 項及 び第 2 項	審理手続の終結					
第 9 条第 3 項の	審理手続の終結の通知					

	規定により読み替えて適用する第41条第3項							
	第45条から第49条まで	裁決及び措置命令						
	第51条第2項及び第4項	裁決書の謄本の送付及び公示						
	第53条	証拠書類等の返還						
	第82条第1項	審査庁等の教示						
	第84条	審査請求に必要な情報の提供						
	第85条	審査請求の処理状況の公表						
行政手続法(平成5年法律第88号)	第5条第1項	審査基準の設定						
	第5条第3項	審査基準の公表						
	第6条	標準処理期間の設定						
		標準処理期間の公表						
	第7条	申請の補正の要求及び許認可等の拒否						
	第8条	理由の提示						
	第9条	情報の提供						
	第10条	公聴会及び意見を聴く機会の設置						
	第11条第2項	他の行政庁との連絡調整等						
	第12条第1項	処分基準の設定						
		処分基準の公表						
	第13条第1項第1号イ、ロ、ハ	聴聞の実施						
		聴聞が相当であることの認定及び実施						
	第13条第1項第2号	弁明の機会の付与						
	第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示						
	第15条第1項	聴聞の通知(実施の期日等の決定を含む。)						
	第15条第3項(第31条において準用する場合を含む。)	聴聞の通知の公示						
第16条第4項(第17条第3項	代理人資格喪失の届出の受理							

	及び第 31 条において準用する場合を含む。)							
	第 18 条第 1 項及び第 3 項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定						
	第 19 条第 1 項	聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員に限る。)						
		聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員を除く。)						
	第 20 条第 6 項	聴聞の審理の公開						
	第 24 条第 3 項	聴聞調書及び報告書の受理						
	第 24 条第 4 項	聴聞調書及び報告書の閲覧の要求の許可						
	第 25 条	聴聞の再開の命令						
	第 29 条	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理並びに証拠書類等の受理						
	第 30 条	弁明の機会の付与の通知						
	第 36 条の 3 第 1 項及び第 3 項	処分の求めの受理及び調査						
神奈川県行政手続条例(平成 7 年神奈川県条例第 1 号)	第 5 条第 1 項	審査基準の設定						
	第 5 条第 3 項	審査基準の公表						
	第 6 条	標準処理期間の設定						
		標準処理期間の公表						
	第 7 条	申請の補正の要求及び許認可等の拒否						
	第 8 条	理由の提示						
	第 9 条	情報の提供						
	第 10 条	公聴会及び意見を聴く機会の設置						
	第 11 条第 2 項	他の行政庁との連絡調整等						
	第 12 条第 1 項	処分基準の設定						
		処分基準の公表						
	第 13 条第 1 項第 1 号ア、イ	聴聞の実施						
	第 13 条第 1 項第 1 号ウ	聴聞が相当であることの認定及び実施						
	第 13 条第 1 項第 2 号	弁明の機会の付与						
第 14 条第 1 項及	不利益処分の理由の提示							

	び第2項							
	第15条第1項	聴聞の通知(実施及び実施の期日等の決定を含む。)						
	第15条第3項 (第29条において準用する場合を含む。)	聴聞の通知の公示						
	第16条第4項 (第17条第3項及び第29条において準用する場合を含む。)	代理人資格喪失の届出の受理						
	第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定						
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員に限る。) 聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員を除く。)						
	第20条第6項	聴聞の審理の公開						
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理						
	第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の要求の許可						
	第25条	聴聞の再開の命令						
	第27条	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理並びに証拠書類等の受理						
	第28条	弁明の機会の付与の通知						
	第35条第1項及び第3項	行政指導の中止等の求めの受理及び調査						
	第35条第3項	不適合の認定及び行政指導の中止等						
	第37条第1項及び第3項	処分等の求めの受理及び調査						
	第38条第2項	届出に関する情報提供						
	第39条	資料の写しの交付						
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)	第3条第3項	聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員に限る。) 聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)						
	第9条第1項(第	聴聞の期日及び場所の変更の申出						

	24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	の受理及び変更					
	第 9 条第 3 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の通知					
	第 10 条第 2 項	文書等の閲覧の日時及び場所の通知					
	第 12 条第 1 項	聴聞の公開の通知及び公示					
	第 19 条	聴聞調書等の閲覧の申請の受理並びに日時等の指定及び通知					
	第 21 条第 1 項	弁明録取者の指名					
	第 22 条第 3 項	弁明調書の受理					
	第 24 条第 1 項に 第 11 条	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還					
神奈川県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 7 年神奈川県公安委員会規則第 5 条)	第 3 条第 3 項	聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員に限る。)					
		聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)					
	第 5 条第 1 項(第 23 条第 1 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の申出の受理及び変更					
	第 5 条第 3 項(第 23 条第 1 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の通知					
	第 10 条第 2 項	文書等の閲覧の日時及び場所の通知					
	第 12 条	聴聞の公開の通知及び公示					
	第 18 条	聴聞調書等の閲覧の申請の受理並びに日時等の指定及び通知					
	第 20 条第 1 項	弁明録取者の指名					
	第 21 条	弁明調書の受理					
	第 23 条第 2 項に 第 11 条	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還					
労働者災害補償	第 49 条の 3	協力要請に対する協力					

保険法(昭和 22 年法律第 50 号)									
金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)	第 210 条第 2 項	事実照会に対する回答							
消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	第 35 条の 13	事実照会に対する回答及び協力要請に対する協力							
弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)	第 23 条の 2 第 2 項	弁護士会からの照会に対する回答							
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)	第 20 条の 11	協力要請に対する協力							
関税法(昭和 29 年法律第 61 号)	第 105 条の 3	協力要請に対する協力							
国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)	第 108 条	書類の閲覧及び資料の提供の要請に対する協力							
国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)	第 146 条の 2	協力要請に対する協力							
国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)	第 74 条の 12 第 6 項	協力要請に対する協力							
民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)	第 18 条第 1 項	援助請求に対する協力							
民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)	第 132 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 186 条	調査の囑託に対する協力							
消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)	第 14 条第 1 項	協力要請に対する協力							

2 総務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本部 本部長	警察本部 部長等	警察署長

神奈川県情報公開条例 (平成 12 年神奈川県条例 第 26 号)	第 9 条第 1 項及び第 2 項	公開請求の受理及び補正の要求					
	第 10 条第 1 項	公開請求に対する諾否決定					
	第 10 条第 2 項及び第 3 項	諾否決定等の通知					
	第 10 条第 4 項及び第 5 項	延長の決定及び通知					
	第 11 条第 1 項	事案の移送及び通知					
	第 12 条第 1 項及び第 2 項	第三者に対する意見書の提出の機会の付与の決定及び通知					
	第 12 条第 3 項(第 18 条において準用する場合を含む。)	第三者の情報を公開する旨等の通知					
	第 13 条	公開の実施					
	第 16 条	情報公開審査会への諮問					
	第 17 条	諮問をした旨の通知					
	第 19 条第 1 項及び第 3 項並びに第 20 条	諾否決定に係る行政文書の提示並びに説明及び資料の提出並びに意見の陳述等					
	第 21 条第 1 項	提出資料等の閲覧等の請求の受理					
	第 21 条第 2 項	提出資料等の閲覧等の日時及び場所の指定					
	第 22 条	情報の公表 (公安委員会 が定める情報の 公表事項を					

		除く。)						
	第 22 条第 1 項第 5 号	公安委員会が定める情報の公表事項						
	第 23 条	情報の提供						
	第 26 条第 3 項	出資団体等の指定						
	第 26 条第 4 項及び第 5 項	出資団体等に対する指導及び助言						
	第 29 条第 3 項	目録の作成						
	第 31 条	運用状況の公表						
神奈川県情報公開条例 施行規則(平成 13 年神奈 川県公安委員会規則第 1 1 号)	第 13 条第 2 項	提出資料等の 閲覧等の諾否 決定						
		提出資料等の 閲覧等の諾否 決定の通知						
	第 14 条	情報の公表の 告示						
	第 15 条	出資団体等の 指定の告示						
個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)	第 40 条	報告の徴収及び立入検査						
個人情報保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)	第 21 条第 3 項	個人情報保護委員会への報告						
神奈川県個人情報保護 条例(平成 2 年神奈川県 条例第 6 号)	第 6 条、第 8 条第 4 項第 9 号、第 9 条第 2 項第 9 号及び 第 10 条第 2 項	情報公開・個人 情報保護審 議会への諮問						
		個人情報取扱 事務の登録						
	第 7 条第 3 項及び第 4 項	個人情報事務 の登録に係る 情報公開・個人 情報保護審 議会への報告						

第7条第5項	個人情報事務登録簿の縦覧					
第9条第2項、第9条の2第2項及び第9条の3	保有個人情報及び保有特定個人情報の利用及び提供					
第16条	保有個人情報の廃棄					
第17条	苦情の処理					
第19条(第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)	開示の請求書の受理及び補正の要求					
第22条第1項	開示又は不開示の決定					
第22条第2項及び第3項	開示又は不開示の決定及び理由の通知					
第22条第4項及び第5項(第31条第5項及び第38条第5項において準用する場合を含む。)	延長の決定及び通知					
第23条第1項(第32条において準用する場合を含む。)	事案の移送及び通知					
第23条の2第1項及び第2項	第三者に対する意見書の提出の機会の付与の決定及び通知					
第23条の2第3項(第41条の2において準用する場合を含む。)	第三者の情報を開示する旨等の通知					
第24条第1項及び第3項	開示の実施					
第28条第1項	訂正の請求書の受理					
第31条第1項	訂正又は不訂正の決定					
第31条第2項及び第3項	訂正又は不訂正の決定及び理由の通知					
第31条第4項	延長の決定及					

		び通知					
	第 33 条	提供先への訂正の通知					
	第 35 条	利用停止の請求書の受理					
	第 38 条第 1 項	利用停止又は利用不停止の決定					
	第 38 条第 2 項及び第 3 項	利用停止又は利用不停止の通知					
	第 38 条第 4 項	延長の決定及び通知					
	第 40 条	個人情報保護審査会への諮問					
	第 41 条	諮問をした旨の通知					
	第 42 条第 1 項及び第 3 項並びに第 43 条	行政文書の提示、説明及び資料の提出の要求、意見の陳述等					
	第 44 条第 1 項	提出資料等の閲覧等の請求の受理					
	第 44 条第 2 項	提出資料等の閲覧等の日時及び場所の指定					
	第 49 条	運用状況の公表					
神奈川県公安委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則(平成 18 年神奈川県公安委員会規則第 5 号)	第 23 条第 2 項	提出資料等の閲覧等の諾否決定					
		提出資料等の閲覧等の諾否決定の通知					
苦情の申出の手續に関する規則(平成 13 年国家	第 4 条	苦情申出書の補正の要求					

公安委員会規則第 11 号)								
被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号)	第 11 条	監督実施状況の報告の受理						
遺失物法(平成 18 年法律第 73 号)	第 25 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求						
	第 25 条第 2 項	報告及び資料の提出並びに保管物件の提示の要求						
	第 26 条	必要な指示						
遺失物法施行令(平成 19 年政令第 21 号)	第 5 条第 5 号	特例施設占有者の指定						
遺失物法施行規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号)	第 28 条第 2 項	指定の申請書の受理						
	第 28 条第 4 項	指定の公示						
	第 29 条第 1 項及び第 3 項	変更の届出の受理						
	第 29 条第 2 項	変更事項の公示						
	第 30 条第 1 項	指定の取消し						
	第 30 条第 2 項	指定の取消しの公示						
特例施設占有者の指定等に関する規則(平成 19 年神奈川県公安委員会規則第 11 号)	第 3 条第 1 項	指定の通知						
	第 3 条第 2 項	不指定の通知						
	第 5 条第 1 項	指定の取消し及び理由の通知						
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)	第 18 条	実施監査の実施に関する定め						
	第 21 条第 1 項	留置施設視察委員会委員の任命						
	第 22 条第 1 項	留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する定め						
	第 230 条第 1 項及び第 232 条	再審査の申請						

	第1項	及び申告の受理					
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する第160条第1項	再審査の申請及び申告に関する必要な調査					
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する第160条第2項	再審査の申請及び申告に関する報告、資料等の提出の命令等					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第15条第3項及び第6項	地位の承継の届出の受理及び許可					
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法第23条	補正の命令					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項	執行停止の決定					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	執行停止の取消し					
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項	再審査の申請及び申告の取下げの受理					
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条	手続の併合及び分離					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項本文及び第2項(第2号を除く。)並びに第47条(ただし書及び第2号を除く。)並びに第48条並びに第64条第1項から第3項まで	再審査の申請の裁決及び措置命令					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第2項及び第4項	裁決書の謄本の送付及び公示					
	第232条第3項において準用する第164条第1項	申告に係る事実の確認					
		申告に係る事					

		実の確認結果の通知					
	第 232 条第 3 項において準用する第 164 条第 2 項	申告が不適法である旨の通知					
	第 232 条第 3 項において準用する第 164 条第 4 項	再発防止等の必要な措置					
神奈川県留置施設視察委員会条例(平成 19 年条例第 8 号)	第 2 条第 4 項	留置施設視察委員会委員の解任					
神奈川県留置施設視察委員会運営規則(平成 19 年神奈川県公安委員会規則第 4 号)	第 2 条	委員の推薦の求め					
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定による神奈川県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成 28 年神奈川県公安委員会規則第 3 号)	第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項	管理簿の記入					

3 警務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本部 本部長	警察本部 部長等	警察署長
刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)	第 189 条第 1 項	司法警察員の指定				
	第 194 条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒及び罷免				
	第 197 条第 2 項	事実照会に対する回答				
	第 199 条第 2 項	逮捕状を請求することのできる				

		警部以上の司法警察員の指定					
	第 507 条	裁判の執行に関する事実照会に対する回答					
刑事訴訟法第 194 条に基づく懲戒処分に関する法律(昭和 29 年法律第 64 号)	第 1 条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒罷免の手續					
刑事訴訟規則(昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号)	第 141 条の 2(犯罪収益に係る保全手續等に関する規則(平成 11 年最高裁判所規則第 10 号) 第 23 条において準用する場合を含む。)	地方裁判所への通知					
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成 3 年法律第 94 号)	第 19 条第 3 項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定					
不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)	第 35 条第 3 項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定					
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号)	第 23 条第 1 項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定					
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成 11 年法律第 137 号)	第 4 条及び第 7 条第 1 項	傍受令状及び期間の延長を請求することができる警視以上の司法警察員の指定					
犯罪捜査のための通信傍受に関する規則(平成 12 年最高裁判所規則第 6 号)	第 2 条第 2 項	裁判所への通知					
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支	第 10 条第 1 項	申請の受理					
	第 11 条第 1 項	給付金の支給(支					

援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)		給額の決定を含む。)及び支給しない旨の裁定					
	第 12 条第 1 項	仮給付金支給の決定					
	第 13 条第 1 項及び第 2 項	裁定のための調査等					
	第 13 条第 3 項	裁定申請の却下					
	第 20 条の 2 の規定により読み替えられる地方自治法第 245 条の 4 第 1 項	国家公安委員会からの資料の提出の要求に対する措置					
	第 22 条第 3 項	民間団体への助言、指導その他の措置					
	第 22 条第 6 項	広報活動及び啓発活動					
	第 23 条第 1 項及び第 6 項	犯罪被害者等早期援助団体の指定及び指定の取消し					
	第 23 条第 5 項	改善命令					
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号)	第 19 条	損害賠償を受けた場合の届出の受理					
	第 20 条第 1 項	裁定通知書等による通知					
	第 20 条第 2 項	支払請求書の交付					
	第 23 条第 2 項	添付書類の省略の決定					
監察に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 2 号)	第 2 条第 3 項	監察実施計画の報告の受理					
	第 5 条	監察の実施の状況の報告の受理					
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号)	第 1 条第 1 項	指定の申請の受理			○		
	第 2 条	指定の公示			○		
	第 3 条第 1 項	名称等の変更届出書の受理			○		

	第3条第2項	事業規程等の変更の承認		○			
	第3条第3項	名称等の変更の公示			○		
	第3条第4項	添付書類の内容変更届出の受理			○		
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○		
	第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○		
	第8条第3項	報告及び資料の提出の要求			○		
	第9条	解任の勧告		○			
	第10条第1項及び第2項	事業の廃止に係る届出書及び指定の取消に係る申請の受理			○		
	第10条第3項	指定の取消し					
	第11条	指定等に関する意見聴取					
	第12条	指定の取消しの公示					
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)	第6条第1項	申請の受理					
	第7条第1項	給付金の支給の裁定(支給額の決定を含む。)及び給付金を支給しない旨の裁定					
	第8条第1項及び第2項	裁定のための調査等					
	第8条第3項	申請の却下					
	第9条第2項	国家公安委員会から提出された資料の受理					
	第18条の規定により読み替えられる地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの技術的な助言及び勧告並びに資料の提出					

		の要求に対する措置					
	第 18 条の規定により読み替えられる地方自治法第 245 条の 4 第 3 項	国家公安委員会に対する技術的な助言及び勧告並びに情報の提供の要求					
	第 18 条の規定により読み替えられる地方自治法第 245 条の 7 第 1 項	国家公安委員会からの違反の是正及び講ずべき措置の指示に対する措置					
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則(平成 20 年国家公安委員会規則第 20 号)	第 2 条第 2 項	添付書類の省略の決定					
	第 3 条第 1 項	裁定通知等による通知					
	第 3 条第 2 項	支払請求書の交付					
警察組織に関する条例(昭和 29 年神奈川県条例第 28 号)	第 5 条	警察組織に関する必要事項の定め					
神奈川県地方警察職員定数条例(昭和 29 年神奈川県条例第 32 号)	第 3 条	警察部内の定数の配分に関することの定め					
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和 27 年政令第 429 号)	第 2 条第 1 項	協力援助の該当の有無及び給付の適否に関する認定					
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年神奈川県条例第 1 号)	第 3 条第 2 項	公務上及び通勤災害の認定並びに災害認定の通知					
	第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条の 2、第 10 条、第 14 条及び第 16 条	補償等の実施					
	第 18 条	報告、文書等提出要求、出頭命令及び受診並びに検案要求					
	第 19 条	補償の一時差し					

		止め						
	第 21 条第 2 項	負担金額の控除						

4 生活安全部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本部 本部長	部長等	警察署長 課長等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)	第 3 条第 1 項及び第 31 条の 22	営業の許可				
	第 3 条第 2 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	許可条件の付加及び変更				
	第 4 条第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)、第 2 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 及び第 4 項	営業の不許可				
	第 4 条第 3 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	特例の許可				
	第 5 条第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	許可申請書の受理				
	第 5 条第 2 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 及び第 4 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)、第 7 条第 5 項(第 7 条の 2 第 3 項、第 7 条の 3 第 3 項及び第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 並びに第 9 条第 4 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	許可証の交付、再交付及び書換え				
	第 5 条第 3 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	不許可の通知				
	第 7 条第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	相続の承認				
	第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	相続の不承認				
	第 7 条第 6 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	許可証の返納の				

	て準用する場合を含む。) 並びに第10条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)	受理					
	第7条の2第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第7条の3第1項において準用する第4条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	法人の合併及び分割の承認					
	第8条(第31条の23において準用する場合を含む。)、第26条第1項及び第31条の25	法人の合併及び分割の不承認					
	第9条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)、第26条第1項及び第31条の25	許可の取消し及び営業の停止の命令					
	第9条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	構造及び設備の変更の承認					
	第9条第3項(法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)	構造及び設備の変更の不承認					
	第9条第3項(法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)	変更の届出書の受理					
	第10条の2第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定					
		特例特定遊興飲食店営業者の認定					
		特例風俗営業者の不認定					
		特例特定遊興飲食店営業者の不認定					
	第10条の2第2項(第31条の23において準用する場合を含む。)	認定申請書の受理					
	第10条の2第3項(第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)	認定証の交付及び再交付					
	第10条の2第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の不認定の通知					
		特例特定遊興飲食店営業者の不					

		認定の通知					
	第 10 条の 2 第 6 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定の取消し					
		特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し					
	第 10 条の 2 第 7 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 及び第 9 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	認定証の返納の受理					
	第 20 条第 2 項及び第 4 項	遊技機の認定及び型式の適合の検定					
		遊技機の不認定及び型式の不適合の検定					
	第 20 条第 5 項	試験の実施に関する事務の委託					
	第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 1 項	増設及び交替の変更の承認					
		増設及び交替の変更の不承認					
	第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 3 項第 2 号	遊技機の軽微な変更の届出の受理					
	第 24 条第 5 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	管理者の解任の勧告					
	第 24 条第 6 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 及び第 7 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。)	講習の実施及び通知					
	第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 9 第 1 項、第 31 条の 11 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項、第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項並びに第 35 条の 4 第 1 項及び第 4 項第 1 号	必要な指示					
	第 26 条、第 30 条、第 31 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 31 条の 6 第 2 項	許可の取消、営業の停止及び廃					

第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2並びに第35条の4第2項及び第4項第2号	止の命令					
第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項、第31条の17第1項及び第33条第1項	性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の届出書の受理					
第27条第2項(第31条の12第2項において準用する場合を含む。)、第31条の2第2項(第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)及び第33条第2項	性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の廃止並びに変更の届出書の受理					
第27条第4項(第31条の12第2項において準用する場合を含む。)及び第31条の2第4項(第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書の交付					
第31条第1項から第3項まで(第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。)及び第31条の16第1項から第3項まで	標章の除去の申請の受理並びに標章の貼付及び除去					
第31条の4第2項及び第31条の19第2項	警察職員に対する貼り紙、貼り札及び立看板の除去の指示					
第31条の6第1項(第3項において準用する場合を含む。)及び第2項各号列記以外の部分、第31条の11第1項(第3項において準用する場合を含む。)及び第2項各号列記以外の部分、第31条の21第1項(第3項において準用する場合を含む。)及び第2項各号列記以外の部分並びに第35条の4第3項(第5項において準用する場合を含む。)及び第4項各号列記以外の部分	処分移送通知書の送付及び受理					

	第 31 条の 9 第 2 項及び第 3 項	勸告及び総務大臣との協議					
	第 31 条の 10 及び第 31 条の 11 第 2 項第 2 号	年少者利用防止のための命令					
	第 37 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求					
	第 38 条第 1 項	少年指導委員の委嘱					
	第 38 条第 5 項	研修の実施					
	第 38 条第 6 項	少年指導委員の解嘱					
	第 38 条の 2 第 1 項から第 3 項まで	立入りに係る指示、立ち入り及び結果の報告の徴収					
	第 39 条第 1 項	風俗環境浄化協会の指定					
	第 39 条第 2 項第 5 号	講習の委託 講習の委託の更新					
	第 39 条第 2 項第 6 号及び第 7 号	調査の委託 調査の委託の更新					
	第 39 条第 3 項	改善措置の命令					
	第 39 条第 4 項	風俗環境浄化協会の指定の取消し					
	第 41 条第 1 項	聴聞の実施					
	第 41 条第 2 項	聴聞の通知及び公示					
	第 41 条の 2	医師の指定					
	第 41 条の 3	国家公安委員会への報告等					
	第 42 条	飲食店営業等の停止の通知					
	第 44 条	風俗営業者の団体の届出の受理					
風俗営業等の規制及び業務の適正化	第 10 条第 2 項及び第 78 条第 2 項	許可の通知					
	第 10 条第 3 項、第 20 条第 4 項、第	風俗営業管理者					

等に関する法律施行規則(昭和60年 国家公安委員会規則第1号)	78条第2項及び第88条第4項	証の交付及び書換え					
		特定遊興飲食店 営業管理者証の 交付及び書換え					
	第12条、第13条第1項、第14条 第1項、第15条第1項、第80条、 第81条、第82条及び第83条	申請書の受理					
	第16条(第22条において準用する 場合を含む。)及び第84条	相続並びに法人 の合併及び分割 の承認及び不承 認の通知					
	第17条及び第85条	書換申請書の受 理					
	第18条及び第86条	許可証の返納の 受理					
	第19条第1項、第20条第1項、第 87条第1項及び第88条第1項	変更承認の申請 書の受理					
	第26条第2項及び第94条第2項	特例風俗営業 者の認定の通知 及び認定証の交付					
		特例特定遊興飲 食店営業者の認 定の通知及び認 定証の交付					
	第26条第3項及び第94条第3項	再交付申請書の 受理					
	第40条第1項及び第97条第3項	管理者講習の通 知					
	第40条第2項及び第97条第3項	理由等を記載し た書面の受理					
	第44条第2項(第55条第2項及び 第66条第2項において準用する場 合を含む。)	届出確認書の不 交付の通知書の 交付					
	第45条(第55条第2項、第61条第 2項、第66条第2項及び第72条第 2項において準用する場合を含 む。)及び第46条(第55条第2項、 第61条第2項、第66条第2項及び 第72条第2項において準用する場 合を含む。)	再交付申請書の 受理、性風俗関 連特殊営業の届 出確認書の再交 付及び返納の受 理					

	第 109 条	警察職員の身分を示す証明書の交付					
	第 112 条	処分及び勧告の書面の交付					
風俗環境浄化協会に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号)	第 1 条第 1 項	指定申請書の受理					
	第 2 条	指定の公示					
	第 3 条第 1 項及び第 2 項	名称等変更の届出の受理及び公示					
	第 5 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理					
	第 5 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理					
	第 5 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求					
	第 6 条	役員及び調査員の解任の勧告					
	第 7 条	指定の取消しの公示					
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)	第 1 条第 1 項	認定申請書の受理				
第 1 条第 4 項第 1 号イ及び第 2 号イ		遊技機の点検及び取扱いを適正にできると認める者の認定					
第 1 条の 2		認定申請に係る補正の要求					
第 2 条		試験及び再試験の実施、報告の命令並びに遊技機及びその部品の提出の要求					
第 3 条		認定及び不認定の通知					
第 5 条第 1 項 第 5 条第 2 項		認定の取消し 弁明の機会の付					

		与					
	第5条第3項	認定の取消しの通知					
	第7条第1項	検定申請書の受理					
	第7条の2第1項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することの確認					
	第7条の2第2項及び第3項	確認申請書の受理及び証明書の交付					
	第7条の2第4項及び第5項	変更届出書及び廃止届出書の受理					
	第7条の2第6項	確認の取消し					
	第7条の2第7項	確認の取消しの通知					
	第7条の3	検定申請に係る補正の要求					
	第8条	試験及び再試験の実施、報告の命令並びに部品の提出の要求					
	第9条第1項及び第2項	適合及び不適合の検定の通知並びに公示					
	第11条第1項及び第2項	検定の取消し					
	第11条第2項第4号	検定に関する報告の要求					
	第11条第2項第5号	検査及び質問					
	第11条第3項	弁明の機会の付与					
	第11条第4項	検定の取消しの通知及び公示					
	第11条第5項	警察職員の身分を示す証明書の交付					
	第12条第1項	指定試験機関の					

		公示					
	第 29 条	試験事務の実施及び公示					
	第 30 条	試験事務等の引受け及び引継事項の指定					
少年指導委員規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号)	第 2 条第 1 項	活動区域の指定					
	第 2 条第 2 項	少年指導委員の周知の措置					
	第 8 条	弁明の機会の付与					
	第 9 条第 3 項	少年指導委員の身分を示す証明書の交付					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年神奈川県条例第 4 号)	第 2 条第 1 項第 1 号	風俗営業の種別に応じた地域の定め					
	第 3 条第 2 項	特別な事情のある地域の定め					
	第 14 条	営業所の設置が許容される地域の定め					
	第 16 条	住居地域の制限外地域の定め					
	第 17 条	管轄区域に風俗環境保全協議会が置かれる警察署の定め					
古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)	第 3 条	営業の許可					
	第 4 条	営業の不許可					
	第 5 条第 1 項	許可申請書の受理					
	第 5 条第 2 項及び第 4 項並びに第 7 条第 4 項	許可証の交付、再交付及び書換え					
	第 5 条第 3 項	不許可の通知					
	第 6 条第 1 項及び第 2 項	許可の取消し					
	第 6 条第 2 項	公告					
	第 7 条第 1 項	変更の届出書の					

		受理					
	第7条第2項	公安委員会間の連絡					
	第8条第1項及び第3項	許可証の返納の受理					
	第8条の2第1項及び第2項	氏名及び名称等の公表及びその補正					
	第10条第1項及び第2項	競り売り等の届出の受理					
	第10条の2第1項及び第2項	古物競りあっせん業者の営業開始、廃止及び変更の届出書の受理					
	第13条第4項	管理者の解任の勧告					
	第14条第1項ただし書	仮設店舗の届出の受理					
	第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の認定 古物競りあっせん業者の不認定					
	第23条	必要な措置の指示					
	第24条	許可の取消し及び営業の停止の命令					
	第25条第1項	聴聞の実施					
	第25条第2項	聴聞の通知及び公示					
	第27条	情報の提供					
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第1条の2第2項	許可申請書の提出部数の指定					
	第4条第1項	再交付申請書の受理					
	第5条第6項	書換申請書の受理					
	第6条	変更後の規約の受理					

第9条第1項	經由警察署長変更届出書の受理					
第12条第1項及び第2項	行商従業者証等の様式の承認及びその取消し					
第12条第2項	承認した様式等の公示					
第19条の4第1項	認定申請書の受理					
第19条の7第1項(第19条の12において準用する場合を含む。)	認定の公示					
第19条の7(第19条の12において準用する場合を含む。)	認定及び不認定の通知					
第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者の変更の届出書の受理					
第19条の10第1項及び第19条の14第1項	認定の取消し					
第19条の10第2項(第19条の14第2項において準用する場合を含む。)	認定の取消しの公示					
第19条の11第1項	認定申請書の受理					
第19条の13第1項	認定外国古物競りあっせん業者の廃止及び変更の届出書の受理					
第20条	警察職員の身分を示す証明書の交付					
第22条第1項	盗品売買等防止団体の承認申請の受理					
第23条	盗品売買等防止団体の承認					
	盗品売買等防止団体の不承認					
第24条	盗品売買等防止団体の承認の通					

		知及び公示並びに不承認の通知					
	第 25 条第 1 項及び第 3 項	変更届出書の受理及び変更の公示					
	第 25 条第 4 項	変更に係る書類の受理					
	第 25 条第 5 項	業務規程及び情報管理規程の変更の認可					
	第 26 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理					
	第 26 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理					
	第 26 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求					
	第 27 条	是正及び改善の勧告					
	第 28 条第 1 項及び第 3 項	盗品売買等防止団体の廃止届出書の受理及び廃止の公示					
	第 29 条第 1 項	盗品売買等防止団体の承認の取消し					
	第 29 条第 2 項	承認の取消しの公示					
行商従業者証等の様式の承認に関する規程(国家公安委員会告示第 7 号)	第 2 条	承認申請書の受理					
	第 5 条	資料の提出の要求					
	第 6 条	廃止の届出の受理					
	第 7 条	承認の取消し及び通知					
質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)	第 2 条第 1 項	営業の許可					
	第 3 条第 1 項	営業の不許可					
	第 3 条第 2 項	意見聴取並びに					

		証拠の提出の許可及び受理					
	第3条第3項	不許可の通知					
	第4条第1項	営業内容の変更の許可					
	第4条第2項及び第3項	廃業、死亡等の届出の受理					
	第7条第1項及び第2項	保管設備基準の設定及び告示					
	第8条第1項、第2項及び第4項	許可証の交付、書換え及び再交付					
	第8条第3項	許可証の亡失等の届出の受理					
	第9条	許可証の返納の受理					
	第25条	許可の取消し及び停止の命令					
	第26条第1項	聴聞の実施					
	第26条第2項	聴聞の通知及び公示					
	第27条	公安委員会との連絡					
	第28条第3項第1号及び第5項並びに第6項	質置主の保護に関する特例の承認及び不承認					
質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)	第1条	許可の申請の受理					
	第1条第3項	許可申請書の提出部数の指定					
	第4条第1項及び第5条	営業所の移転並びに管理者の新設及び変更の許可申請の受理					
	第7条第3項	再開の届出の受理					
	第8条	営業内容の変更の届出書の受理					
	第9条	保管設備の変更の届出の受理					

	第 12 条及び第 14 条	書換え及び再交付の申請の受理					
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)	第 8 条第 1 項	疑わしい取引の届出の受理					
	第 8 条第 4 項	国家公安委員会への通知					
	第 15 条	報告及び資料の提出の要求					
	第 16 条第 1 項	立入検査の実施					
	第 17 条	必要な指導、助言及び勧告					
	第 18 条	是正の命令					
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号)	第 33 条第 2 項	警察職員の身分を示す証明書の交付					
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	第 4 条	警備業の認定					
	第 5 条第 1 項(第 7 条第 4 項において準用する場合を含む。)	認定申請書の受理					
	第 5 条第 2 項及び第 5 項	認定の通知並びに認定証の交付及び再交付					
	第 5 条第 3 項及び第 7 条第 3 項	欠格事由に該当する旨の認定					
		欠格事由に該当する旨の通知					
	第 7 条第 1 項	認定証の更新申請の受理					
	第 7 条第 2 項	認定証の有効期間の更新					
		認定証の有効期間の不更新					
第 7 条第 3 項	認定証の有効期間の不更新の通知						

第 8 条	認定の取消し					
第 9 条	営業所の設置等の届出書の受理					
第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項 (第 11 条第 4 項、第 16 条第 3 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)	廃止及び変更の届出書の受理					
第 11 条第 2 項	公安委員会間の連絡					
第 11 条第 3 項	認定証の書換え					
第 12 条	認定証の返納の受理及び届出書の受理					
第 16 条第 2 項(第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)	届出書の受理					
第 17 条第 1 項	護身用具の携帯の禁止及び制限に関する定め					
第 22 条第 2 項	警備員指導教育責任者資格者証の交付					
第 22 条第 2 項第 1 号	警備員指導教育責任者講習の実施					
第 22 条第 2 項第 2 号	適格者の認定					
第 22 条第 4 項(第 23 条第 5 項及び第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の不交付					
第 22 条第 5 項及び第 6 項(第 23 条第 5 項及び第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付					
第 22 条第 7 項(第 23 条第 5 項及び第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の返納の命令					
第 22 条第 8 項	現任指導教育責任者講習の実施					
第 23 条第 1 項	検定の実施					
第 23 条第 4 項	合格証明書の交付					

	第 40 条	機械警備業務の届出書の受理					
	第 41 条	廃止等の届出書の受理					
	第 42 条第 2 項	機械警備業務管理者資格者証の交付					
		機械警備業務管理者資格者証の不交付					
	第 42 条第 2 項第 1 号	機械警備業務管理者講習の実施					
	第 42 条第 2 項第 2 号	適格者の認定					
	第 43 条	即応体制の整備等に関する定め					
	第 46 条	報告及び資料の提出の要求					
	第 47 条第 1 項	立入検査の実施					
	第 48 条	必要な措置の指示					
	第 49 条	営業の停止及び廃止の命令					
	第 50 条第 1 項	聴聞の実施					
	第 50 条第 2 項	聴聞の通知及び公示					
	第 51 条	医師の指定					
警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)	附則第 5 条	検定に合格した者に対する審査の実施					
警備業法施行規則(昭和 58 年総理府令第 1 号)	第 4 条第 2 項及び第 63 条第 2 項	医師の受診の要求					
	第 7 条第 1 項	再交付申請書の受理					
	第 20 条第 1 項	書換え申請書の受理					
	第 39 条第 3 項	警備員指導教育責任者の兼任の承認					
	第 42 条第 1 項	警備員指導教育					

		責任者資格者証の交付申請書の受理					
	第 43 条第 1 項及び第 3 項	警備員指導教育責任者の書換え申請書及び再交付申請書の受理					
	第 44 条	返納命令書の交付及び返納の受理					
	第 42 条及び第 43 条において準用する第 63 条第 1 項	機械警備業管理者資格者証の交付等の申請の受理					
	第 63 条第 2 項	受診の要求					
	第 70 条	警察職員の身分を示す証明書の交付					
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号)	第 2 条(第 13 条において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者講習の実施の公示					
	第 3 条第 4 号	講習対象者の認定					
	第 4 条第 1 項(第 13 条において準用する場合を含む。)	受講申込書の受理					
	第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項	警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明書の交付					
	第 7 条第 2 項(第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付					
	第 10 条	現任指導教育責任者講習の通知					
警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)	第 2 条	検定合格警備員を配置する交通誘導警備業務の認定					
	第 6 条第 3 項	検定実技試験員					

		の指定					
	第7条	検定の実施の公示					
	第8条第2号	受検資格者の認定					
	第9条第1項	検定申請の受理					
	第10条	受検票の交付					
	第11条	成績証明書の交付					
	第12条	成績証明書の書換え及び再交付の申請書の受理並びに書換え及び再交付					
	第14条第1項	合格証明書の交付の申請の受理					
	第15条第1項及び第3項	合格証明書の書換え及び再交付の申請書の受理					
	附則第9条	検定合格者審査の実施期日等の公示					
	附則第10条第1項	審査申請書の受理					
	附則第11条	合格証の書換え及び再交付の申請の受理並びに書換え及び再交付					
警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号)	第1条第4号及び第3条第5号	警備員教育を行う者等の指定					
		警備員教育を行う者等の不指定					
機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和57年神奈川県公安委員会規則第6号)	第2条	特例の承認					

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)	第 4 条第 1 項及び第 2 項	探偵業の開始、廃止及び変更の届出書の受理					
	第 4 条第 3 項	探偵業の届出証明書書の交付					
	第 13 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査の実施					
	第 13 条第 2 項	警察職員の身分を示す証明書書の交付					
	第 14 条	必要な措置の指示					
	第 15 条	営業の停止及び廃止の命令					
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 19 号)	第 4 条第 2 項	探偵業届出証明書書の再交付申請書の受理及び再交付					
	第 4 条第 3 項及び第 4 項	探偵業届出証明書書の返納の受理					
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)	第 7 条第 1 項及び第 2 項	事業の開始、廃止及び変更の届出の受理					
	第 13 条及び第 15 条第 2 項第 1 号	必要な指示					
	第 14 条及び第 15 条第 2 項第 2 号	事業の停止及び廃止の命令					
	第 15 条第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項各号列記以外の部分	処分移送通知の送付及び受理					
	第 16 条	報告及び資料の提出の要求					
	第 17 条	国家公安委員会への報告等					
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)	第 3 条第 1 項第 11 号及び第 13 号	銃砲刀剣類の製造及び販売等の届出の受理					
	第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3	人命救助等に從					

	条の2第2項	事する者及び使用人の届出の受理					
	第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項	散弾銃及び空気銃(許可を現に受けている者の申請を除く。)並びにライフル銃の所持の許可					
		銃砲刀剣類の所持の許可(散弾銃及び空気銃(許可を現に受けている者の申請を除く。)並びにライフル銃を除く。)					
	第4条第2項	許可条件の付加及び変更					
	第4条第4項	許可の期間の指定(射撃競技の用途に供する拳銃及び空気拳銃に係るものに限る。)					
		許可の期間の指定(射撃競技の用途に供する拳銃及び空気拳銃に係るものを除く。)					
	第4条の2第1項(第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。)及び第9条の13第1項	許可申請書等の受理					
	第4条の3第1項	認知機能検査の実施					
	第4条の3第2項及び第12条の3	医師の指定					
	第4条の3第2項	受診の命令及び診断書の提出の命令					

第4条の4第1項	銃砲及び刀剣類の確認					
第4条の4第2項	猟銃等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)への番号及び記号の打刻の命令					
第5条及び第5条の2	銃砲及び刀剣類の所持の不許可					
第5条の3第1項	講習会の開催					
第5条の3第2項	講習修了証明書の交付					
第5条の3第3項(第5条の4第3項、第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)	届出の受理並びに講習修了証明書の書換え及び再交付					
第5条の3第4項(第9条の14第3項において準用する場合を含む。)	講習会開催事務の一部の委託(講師の委嘱に関するものを除く。)					
	講習会開催事務の一部の委託(講師の委嘱に関することに限る。)					
第5条の4第1項	技能検定の実施					
	技能検定申請の却下					
第5条の4第1項、第9条の5第2項及び第9条の10第2項	技能検定、射撃教習及び射撃練習の資格の認定					
第5条の4第2項	合格の判断及び合格証明書の交付					
第5条の5第1項	技能講習の実施					
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付					
第5条の5第4項	技能講習事務の一部の委託(教習射撃場を管理す					

		る者との契約に関するものを除く。)					
		技能講習事務の一部の委託(教習射撃場を管理する者との契約に関するものに限る。)					
	第6条第2項	国際競技に参加する外国人の所持期間の指定					
	第7条第1項	許可証の交付及び許可証への記載					
	第7条第2項(第9条の13第3項において準用する場合を含む。)	届出の受理及び許可証の書換え及び再交付					
	第7条の3第2項	許可の更新					
	第7条の3第3項	許可の更新申請書の受理、認知機能検査並びに受診命令及び診断書の提出命令					
	第8条第2項(第9条の15第2項において準用する場合を含む。)、第4項(第9条の15第3項において準用する場合を含む。)及び第5項並びに第9条第3項	許可証の返納の受理					
	第8条第3項	許可事項の抹消					
	第8条第7項、第8条の2第2項、第11条第7項及び第8項、第11条の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項	銃砲(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)、刀剣類及び拳銃部品の提出の命令及び仮領置					
	第8条第8項、第8条の2第3項、第11条第9項及び第10項、第11条の2第4項及び第5項並びに第26条第5項	仮領置した銃砲(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)、					

		刀剣類及び拳銃 部品の返還					
	第8条第9項(第8条の2第4項、 第11条第11項、第11条の2第6 項及び第27条第3項において準用 する場合を含む。)	仮領置等した銃 砲(教習用備付け 銃及び練習用備 付け銃を除く。) 及び刀剣類の売 却及び廃棄					
	第8条第10項(第8条の2第4項、 第11条第11項、第11条の2第6 項及び第27条第3項において準用 する場合を含む。)	仮領置等した銃 砲(教習用備付け 銃及び練習用備 付け銃を除く。)、刀剣類及 び拳銃部品の売 却代金の交付					
	第9条の2第1項及び第2項	指定射撃場(期間 を定めて指定す るものを除く。) の指定及び解除					
	第9条の3第1項	射撃指導員の指 定					
	第9条の3第2項	射撃指導員の指 定の解除					
	第9条の4第1項及び第9条の9第 1項	教習射撃場及び 練習射撃場の指 定					
	第9条の4第2項(第9条の9第2 項において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員 の選任及び解任 の届出の受理					
	第9条の4第3項(第9条の9第2 項において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員 の解任の命令					
	第9条の5第2項及び第9条の10 第2項	射撃教習資格及 び射撃練習資格 の認定及び認定 証の交付					
		射撃教習資格及 び射撃練習資格 の不認定					
	第9条の5第3項(第9条の10第3 項において準用する場合を含む。)	射撃教習資格の 認定の取消し					
		認定証の返納の					

		受理					
	第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する第5条の3第3項	認定証の書換え及び再交付					
	第9条の6第2項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	教習用備付け銃の届出及び変更の届出の受理					
	第9条の6第3項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	番号及び記号の打刻の命令					
	第9条の7第3項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	保管の設備等の改善等の命令					
	第9条の8第1項及び第2項並びに第9条の12第1項	教習射撃場及び練習射撃場の指定の解除並びに教習修了証明書の交付の禁止					
	第9条の8第3項及び第9条の12第2項	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の提出の命令及び仮領置					
	第9条の8第4項及び第9条の12第3項	仮領置した教習用備付け銃等の返還申請の受理及び返還					
	第9条の8第5項及び第9条の12第4項において準用する第8条第9項及び第10項	仮領置した教習用備付け銃及び練習用備付け銃の売却及び廃棄並びに売却代金の交付					
	第9条の13第1項	年少射撃資格の認定					
		年少射撃資格の不認定					
	第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付					
	第9条の14第1項	年少射撃資格の講習会の開催					
	第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付					

第 10 条の 6 第 1 項	報告の要求					
第 10 条の 6 第 2 項及び第 27 条の 2 第 2 項	立入検査の実施					
第 10 条の 6 第 6 項及び第 10 条の 8 第 2 項において準用する第 9 条の 7 第 3 項	保管の設備等の改善等の命令					
第 10 条の 8 第 1 項及び第 4 項	猟銃等保管業者の届出及び廃止の届出の受理					
第 10 条の 8 第 3 項	猟銃等保管業務の廃止及び停止の命令					
第 10 条の 9	危害防止上必要な措置の指示					
第 11 条第 1 項から第 6 項まで	所持許可の取消し					
第 11 条の 3	年少射撃資格の認定の取消し					
第 12 条第 1 項	聴聞の実施 聴聞の通知及び公示					
第 12 条の 3	報告の要求及び医師への受診の命令					
第 13 条	質問及び検査の指示並びに報告の要求					
第 13 条の 2	公務所等への照会					
第 13 条の 3 第 1 項及び第 3 項	銃砲、刀剣類及び拳銃部品の提出の命令及び保管					
第 13 条の 3 第 2 項及び第 4 項	銃砲、刀剣類及び拳銃部品の返還					
第 14 条第 4 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 3 項及び第 18 条の 2 第 3 項	教育委員会からの通知の受理					
第 21 条の 3 第 1 項第 4 号	準空気銃の製造及び輸出を業と					

		する者の届出の受理					
	第 22 条の 2 第 1 項ただし書(第 22 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)	輸出用模造拳銃の製造及び輸出を業とする者の届出の受理					
	第 26 条第 1 項	銃砲及び刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止並びに制限					
	第 26 条第 3 項	銃砲及び刀剣類の授受、運搬、携帯の禁止及び制限の県議会承認					
	第 27 条第 1 項	銃砲及び刀剣類の提出の命令					
	第 27 条の 2 第 1 項	報告の要求					
	第 27 条の 3	警察官等による拳銃等の譲受け等の許可					
	第 28 条の 2 第 1 項	猟銃安全指導委員の委嘱					
	第 28 条の 2 第 3 項	情報の提供					
	第 28 条の 2 第 6 項	研修の実施					
	第 28 条の 2 第 7 項	猟銃安全指導委員の解嘱					
	第 29 条第 1 項	申出の受理					
	第 29 条第 2 項	申出に対する調査及び適切な措置					
銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和 33 年政令第 33 号)	第 2 条第 3 号	危害予防条件の設定及び適合の認定					
	第 6 条	所持許可の期間の設定					
	第 17 条第 2 項及び第 29 条第 1 項	講習会の開催の日時等の公表					
	第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項	技能検定及び技能講習の実施の					

		通知					
	第 24 条	国際競技に参加する外国人の許可期間の決定及び延長					
	第 26 条第 2 項	教育資格認定証の有効期間の決定					
	第 35 条	公安委員会間の連絡					
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和 33 年総理府令第 16 号)	第 1 条第 2 項	提出書類の部数の指定					
	第 4 条第 2 項、第 54 条(第 68 条において準用する場合を含む。)及び第 102 条第 3 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	記載事項の変更の届出の受理					
	第 4 条第 3 項及び第 102 条第 4 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	届出書の交付					
	第 4 条第 4 項及び第 102 条第 5 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	廃止の届出の受理					
	第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項	届出済証明書の交付					
	第 6 条第 3 項及び第 5 項(第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)	変更の届出及び亡失、盗難等の届出の受理					
	第 10 条第 1 項第 2 号	医師の認定					
	第 12 条第 2 項(第 42 条第 2 項において準用する場合を含む。)	推薦取消し通知書の受理					
	第 17 条第 1 項	確認の手続					
	第 18 条	打刻命令書の交付					
	第 20 条	受講申込書の受理					
	第 26 条	技能講習受講申込書の受理					
	第 30 条	許可期間延長申請書の受理					
	第 35 条第 1 項	更新時の新たな					

		許可証の交付					
第 37 条		許可事項抹消申請書の受理					
第 38 条		仮領置書の交付及び保管書の返還請求					
第 39 条第 1 項		返還申請書の受理					
第 40 条		仮領置書の受理及び受領書の交付					
第 41 条(第 114 条において準用する場合を含む。)		仮領置書及び代金領収書の受理並びに代金明細書の交付					
第 43 条		射撃指導員指定申請書の受理					
第 44 条		射撃指導員指定書の交付					
第 45 条		射撃指導員指定解除通知書の交付					
第 46 条第 1 項		射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理					
第 50 条(第 64 条において準用する場合を含む。)		射撃場指定申請書の受理					
第 51 条(第 65 条において準用する場合を含む。)		教習射撃場指定書の交付					
第 53 条(第 67 条において準用する場合を含む。)		教習射撃指導員解任命令書の交付					
第 58 条第 2 項(第 72 条において準用する場合を含む。)		教習用備付け銃の届出済書の交付					
第 61 条及び第 74 条		教習射撃場指定解除通知書及び練習射撃指定解除通知書の交付					

	第 62 条	教習修了証明書 交付禁止通知書 の交付					
	第 75 条	年少射撃資格認 定申請書の受理					
	第 80 条	年少射撃資格講 習受講申込書の 受理					
	第 90 条第 2 項から第 4 項まで	記載事項の変更 及び事業の廃止 の届出の受理並 びに届出書の交 付					
	第 93 条	猟銃等保管業務 廃止等命令書の 交付					
	第 94 条	使用実績報告書 の受理					
	第 96 条	保管書の交付					
	第 97 条	保管書及び受領 書の受理					
	第 100 条第 2 項から第 4 項まで	記載事項の変更 及び事業の廃止 の届出の受理並 びに届出書の交 付					
	第 113 条	提出命令書の交 付					
第 117 条	台帳の登載及び 整理						
指定射撃場の指定 に関する内閣府令 (昭和 37 年総理府 令第 46 号)	第 4 条第 2 項	距離及び区域の 基準の設定					
	第 10 条	指定申請書の受 理					
	第 11 条	指定通知書の交 付					
	第 12 条	指定期間の決定					
	第 13 条	変更届の受理(期 間を定めて指定 する指定射撃場					

		に係るものを除く。)					
		変更届の受理(期間を定めて指定する指定射撃場に係るものに限る。)					
	第 14 条	指定解除通知書の交付					
猟銃安全指導委員規則(平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号)	第 2 条第 1 項	活動区域の指定					
	第 2 条第 2 項	猟銃安全指導委員の委嘱の周知の措置					
	第 8 条	弁明の機会の付与					
火薬類取締法(昭和 25 年法律第 14 9 号)	第 19 条第 1 項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付					
	第 19 条第 2 項及び第 3 項	運搬、積載等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					
	第 19 条第 4 項において準用する第 17 条第 6 項から第 8 項まで	運搬証明書の有効期間の指定並びに書換え及び再交付					
	第 19 条第 5 項	公安委員会間の連絡					
	第 43 条第 2 項及び第 45 条	立入検査等及び緊急の措置					
	第 48 条第 1 項	許可条件の付加					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 25 条第 2 項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の不許可					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 3 項及び第 25 条第 3 項	譲渡、譲受け及び消費の許可の取消し					

	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで	許可証の交付、有効期間の指定、書換え及び再交付					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 24 条第 3 項	輸入の届出の受理					
	第 52 条第 1 項	知事等の意見聴取への回答					
	第 52 条第 2 項	知事等からの通報の受理					
	第 52 条第 3 項	緊急措置通報の受理					
	第 52 条第 4 項	知事等への措置の要請					
	第 55 条	不服申立ての手続における意見の聴取等					
火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号)	第 2 条及び第 3 条	許可証、運搬証明書等の返納の受理					
	第 4 条	公安委員会間の連絡					
	第 13 条第 3 項	知事等の意見聴取への回答					
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和 41 年総理府令第 46 号)	第 2 条及び第 3 条第 1 項	譲渡許可証申請書及び譲受許可申請書の受理					
	第 6 条及び第 7 条	譲受許可証等の書換え及び再交付申請の受理					
	第 8 条	許可証の記載欄の追加					
	第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項	輸入許可申請書及び消費許可申請書の受理					
	第 9 条第 3 項及び第 4 項(第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)	輸入許可書の交付及び変更の届出の受理					
	第 13 条第 2 項	提出書類の部数の指定					

	第 14 条	台帳への登載及び整理					
消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	第 11 条第 7 項(第 11 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)	市町村長等からの通報の受理					
高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)	第 74 条第 1 項	知事等からの通報の受理					
武器等製造法(昭和 28 年法律第 14 5 号)	第 28 条第 1 項	知事等からの通報の受理					
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)	第 59 条第 5 項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付					
	第 59 条第 9 項	書換えの届出の受理及び書換え					
	第 59 条第 10 項	再交付の申請の受理及び再交付					
	第 59 条第 6 項及び第 7 項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					
	第 62 条の 3	原子力事業者等からの報告の受理					
	第 67 条第 1 項	報告の徴収					
	第 68 条第 1 項	立入検査の実施					
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)	第 50 条	運搬証明書の返納の受理					
	第 51 条	公安委員会間の連絡					
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)	第 18 条第 5 項	運搬届出の受理					
	第 18 条第 6 項	運搬の日時、経路等の指示					
	第 31 条の 2	許可届出使用者等からの報告の受理					
	第 42 条第 1 項	報告の徴収					
	第 43 条の 2 第 1 項	立入検査の実施					
放射性同位元素等	第 18 条	公安委員会間の					

による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)		連絡					
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)	第2条第4項	届出書の交付					
	第3条第2項	指示書の交付					
	第5条第3項	許可届出使用者等からの報告書の受理					
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	第87条第1項	知事等からの通報の受理					
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)	第17条第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付					
	第17条第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					
	第32条第1項	報告の徴収					
	第33条第2項	立入検査の実施					
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)	第3条の2及び第3条の3	申請の受理並びに運搬証明書の書換え及び再交付					
	第3条の4	運搬証明書の返納の受理					
	第3条の5	公安委員会間の連絡					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	第56条の27第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付					
	第56条の27第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					
	第56条の30	報告の徴収					
	第56条の31第1項	立入検査の実施					

感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律施行令(平成 10年政令第420 号)	第21条	書換えの届出の 受理及び書換え					
	第22条	再交付申請書の 受理及び再交付					
	第23条	運搬証明書の返 納の受理					
	第24条	公安委員会間の 連絡					
届出対象病原体等 の運搬の届出等に 関する規則(平成 19年国家公安委 員会規則第5号)	第1条第3項	届出期日の認定					
土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号)	第56条第2項	協力要請に対す る協力					
ストーカー行為等 の規制等に関する 法律(平成12年 法律第81号)	第5条第4項において準用する行政 手続法第15条第1項	意見の聴取の通 知					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第15条第3項	意見の聴取の通 知の公示					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第16条第4項	代理人に係る書 面の受理					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の 受理及び許可並 びに日時及び場 所の指定					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第20条第6項	意見の聴取の審 理の公開の決定					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第24条第3項	意見の聴取調書 及び報告書の受 理					
	第5条第4項において準用する行政 手続法第24条第4項	意見の聴取調書 及び報告書の閲 覧の要求の許可					
ストーカー行為等	第5条第4項において準用する行政 手続法第25条	意見の聴取の再 開の命令					
	第2条第3項	聴聞の主宰者の 所在不明者への 意見の聴取の再 開の通知					

の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)		再指名(公安委員会の委員に限る。)					
		聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)					
	第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更					
	第8条第2項及び第3項	申出書の受理及び変更の通知					
	第9条第1項及び第2項	文書閲覧請求書の受理、許可及び通知					
	第9条第3項	新たな意見の聴取の期日の指定					
	第11条第1項	意見の聴取の公開の通知及び公示					
第18条	意見の聴取調書等の閲覧の請求の受理並びに許可及び通知						
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)	第11条	錠取扱業者の団体への援助					
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)	第12条第3項	自転車の防犯登録を行う者の指定					
	附則(平成5年法律第97号)第3項	市町村の区域の指定					
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)	第2条第1項	申請書の受理					
	第3条第1項及び第2項	変更の届出の受理及び承認					
	第5条第1項	事業計画書及び事業報告書の受理					
	第5条第2項	事業報告書及び					

		収支決算書の受理					
	第 6 条	報告及び資料の提出の要求					
	第 7 条	是正及び改善の勧告					
	第 8 条	登録業務の休止及び廃止の承認					
	第 9 条	指定の取消し					
	第 10 条	登録業務の廃止等に伴う措置					
	第 11 条第 1 項	指定及び届出の公示					
	第 11 条第 2 項	休止及び廃止並びに指定の取消しの公示					
神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例 (平成 16 年神奈川県条例第 65 号)	第 14 条及び第 18 条	防犯上の指針の策定に係る知事との協議					
	第 20 条	防犯上の指針の策定					
	第 28 条	知事及び教育委員会との協議					
	第 31 条第 1 項及び第 3 項	犯罪防止特別宣言に係る知事との協議					
	第 32 条	知事及び教育委員会との協議					
	第 33 条	指針の公表					
不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)	第 9 条第 1 項	援助の申出の受理及び援助の実施					
	第 9 条第 2 項	事例分析の事務の委託					
	第 9 条第 5 項	啓発及び知識の普及					
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援	第 1 条第 2 項	書類その他の物件の提出の要求					
	第 3 条	委託先の選定					

助に関する規則 (平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号)								
国税犯則取締法 (明治 33 年法律第 67 号)	第 1 条第 3 項	事実照会に対する回答						
賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和 51 年法律第 34 号)	第 12 条の 2 第 1 項	協力要請に対する協力						

5 刑事部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本部 本部長	警察本部 部長等	警察署長
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)	第 3 条及び第 4 条	指定				
	第 5 条第 1 項(第 15 条の 8 第 9 項並びに第 30 条の 8 第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。)、第 34 条第 1 項並びに第 35 条第 3 項及び第 4 項後段	意見聴取の実施(非公開の決定を含む。)				
	第 5 条第 2 項及び第 34 条第 2 項(第 15 条の 2 第 8 項及び第 9 項、第 30 条の 8 第 4 項及び第 5 項並びに第 35 条第 5 項において準用する場合を含む。)	意見聴取の通知及び公示				
	第 5 条第 4 項	意見聴取を実施しない指定				
	第 6 条第 1 項及び第 8 条第 4 項	国家公安委員会に対する指定の確認				
	第 6 条第 4 項及び第 8 条第 5 項	国家公安委員会からの確認結果の受理				

第7条第1項及び第3項(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)	指定及び指定の取消しの公示及び通知					
第7条第4項	公示事項の変更の公示					
第8条第2項	指定暴力団等の指定の取消し					
第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取消し					
第11条第2項、第12条第1項、第12条の2、第12条の4第1項、第12条の6第2項、第15条第1項(第3項において準用する場合を含む。)、第18条第2項及び第3項、第19条、第22条第2項、第23条、第26条第2項、第27条、第30条の4、第30条の5第1項、第30条の7第2項から第4項まで、第30条の10第2項並びに第30条の11第1項	命令					
第12条の4第2項	指示(緊急の必要がある場合を除く。)					
第13条	援助の実施					
第14条第1項	事業者に対する援助の実施					
第14条第2項及び第3項	責任者講習の実施及び通知					
第15条第2項(第3項において準用する場合を含む。)及び第30条の11第2項	事務所の使用制限に係る命令の期限の延長					
第15条第4項及び第5項、第15条の2第5項及び第6項並びに第30条の11第3項及び第4項	標章の貼付及び除去					

第 15 条の 2 第 1 項	警戒区域及び特定抗争指定暴力団等の指定					
第 15 条の 2 第 2 項	指定の期限の延長					
第 15 条の 2 第 3 項	警戒区域の変更					
第 15 条の 2 第 8 項	意見聴取の実施					
第 15 条の 4 第 1 項	指定の取消し					
第 28 条第 1 項	離脱希望者に対する援護等の措置					
第 28 条第 2 項	離脱希望者に対する援護に関する啓発					
第 28 条第 3 項	神奈川県暴力追放推進センターに対する報告の要求					
第 30 条の 5 第 2 項	命令の取消し					
第 30 条の 8 第 1 項	特定区域及び特定危険指定暴力団等の指定					
第 30 条の 8 第 2 項	指定の期限の延長					
第 30 条の 8 第 3 項	警戒区域の変更					
第 30 条の 12 第 1 項	指定の取消し					
第 32 条の 3 第 1 項及び第 6 項	暴力追放運動推進センターの指定及び取消し					

	第 32 条の 3 第 2 項第 7 号	責任者講習 の委託					
	第 32 条の 3 第 5 項	改善命令					
	第 33 条第 1 項	報告及び資 料の提出の 要求					
		立入りの実 施					
	第 33 条第 2 項	身分を示す 証明書の交 付					
	第 34 条第 4 項	出頭及び意 見の陳述の 許可					
	第 34 条第 5 項	意見聴取を 行わないで の命令					
	第 35 条第 4 項	公安委員会 間の連絡					
	第 35 条第 6 項	仮の命令後 の命令					
	第 35 条第 8 項	仮の命令の 失効の手續					
	第 36 条第 1 項から第 3 項まで	報告及び通 報の受理					
	第 36 条第 4 項	協力の要求 (定型的な 事案を除 く。)					
		協力の要求 (定型的な 事案に限 る。)					
	第 39 条の 2	書類の送達					
	第 42 条第 1 項	本部長への 事務の委任					
	第 42 条第 3 項	警察署長へ の事務の委 任					
暴力団員による不	第 15 条	援助の申出					

当な行為の防止等 に関する法律施行 規則(平成3年国 家公安委員会規則 第4号)		の受理					
	第16条第1項	被害回復ア ドバイザー による事務 処理等の実 施					
	第17条第1項	責任者の選 任の届出の 受理					
	第18条第6項	責任者講習 の計画					
	第19条第1項	責任者講習 の実施の通 知					
	第19条第2項及び第3項	責任者講習 受講申込書 の受理及び 受講修了書 の交付					
	第21条第1項及び第30条第1項	指定の期限 の延長に係 る通知					
	第25条第1項及び第2項	社会復帰ア ドバイザー による事務 処理等の実 施					
	第26条第1項	暴力追放運 動推進セン ターからの 連絡の受理					
	第33条	書面の送達					
	第34条	報告調書の 作成					
	第35条	提出資料の 取扱手続					
第39条	指定等につ いての公安 委員会間の 協力						
第40条	命令等につ						

		いての公安 委員会間の 協力				
	第 41 条	援助の措置 についての 公安委員会 間の協力				
	第 47 条第 3 項(第 48 条第 3 項において 準用する場合を含む。)	送達記録の 作成				
暴力団員による不 当な行為の防止等 に関する法律の規 定に基づく意見聴 取の実施に関する 規則(平成 3 年国 家公安委員会規則 第 5 号)	第 2 条第 2 項	主宰者の指 名				
	第 3 条第 2 項	意見聴取官 に対する陪 席の要求				
	第 8 条第 1 項及び第 3 項	忌避の申出 の審査及び 措置				
	第 10 条第 1 項(第 40 条第 3 項に規定す る場合を含む。)	補佐人の出 席の許可				
	第 10 条第 1 項及び第 2 項(第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	補佐人の出 席の申請書 の受理及び 許可の通知				
	第 11 条(第 40 条第 3 項に規定する場合 を含む。)	付添いの勧 告				
	第 11 条の 2(第 40 条第 3 項に規定する場 合を含む。)	出頭及び意 見の陳述の 許可の申請 書の受理及 び許可の通 知				
	第 12 条第 1 項(第 40 条第 3 項に規定す る場合を含む。)	参考人の出 席の要求				
	第 12 条第 2 項及び第 3 項(第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	参考人の出 席の申出書 の受理及び 出席要求の 当事者への 通知				
第 16 条第 2 項(第 39 条第 2 項及び第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	意見の聴取 の期日及び					

		場所の変更					
	第 16 条第 3 項(第 39 条第 2 項及び第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	変更の通知及び公示					
	第 25 条	意見聴取の状況の報告の受理					
	第 35 条第 1 項及び第 2 項(第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	提出物目録の作成及び写しの交付並びに提出資料の返還					
	第 38 条(第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	意見聴取の公示に伴う措置					
	第 39 条第 1 項(第 40 条第 3 項に規定する場合を含む。)	変更に係る申出の連絡					
	第 40 条第 1 項	意見聴取の再開					
	第 40 条第 2 項	意見聴取の再開の通知及び公示					
	第 41 条	書類の送達					
暴力追放運動推進センターに関する規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 7 号)	第 1 条第 1 項	指定の申請書の受理					
	第 2 条及び第 3 条第 2 項	指定及び変更事項の公示					
	第 3 条第 1 項及び第 3 項	変更の届出及び変更後の届出の受理					
	第 7 条第 1 項	相談事業規程及び変更の承認					
	第 8 条第 1 項並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項	相談事業開始、休止、廃止及び再開の届出の受理					
	第 8 条第 2 項及び第 9 条第 3 項	相談事業の					

		開始及び再開の公示					
	第 12 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理					
	第 12 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理					
	第 12 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求					
	第 13 条第 1 項	役員の解任の勧告					
	第 13 条第 2 項	暴力追放相談委員の解任の勧告					
	第 14 条	指定の取消しの公示					
不当要求情報管理 機関登録規程(平成 3 年国家公安委員会告示第 5 号)	第 2 条	不当要求情報管理機関の登録及び不登録					
	第 4 条第 1 項(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)	登録申請書の受理					
	第 5 条(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)	登録の実施					
	第 6 条(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)	登録証の交付					
	第 8 条第 1 項	登録の更新申請書の受理					
	第 9 条	変更届出書の受理及び登録証の書換え					
	第 10 条第 1 項	移転登録申請の受理					
	第 11 条	事業の廃止の届出の受理					

	第 12 条第 1 項	登録の取消し					
	第 12 条第 2 項	登録の取消しの通知					
	第 13 条	登録証の返納の受理					
	第 14 条	報告の要求					
神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)	第 16 条の 2	暴力団事務所の使用禁止命令					
	第 18 条第 1 項	中止命令					
	第 18 条第 2 項	再発防止命令					
	第 27 条第 1 項	説明及び資料の提出の要求又は立入検査の実施					
	第 27 条第 2 項	身分を示す証明書の交付					
	第 27 条第 4 項	説明及び資料の提出の要求					
	第 28 条	勧告					
	第 29 条第 1 項	公表					
	第 29 条第 2 項	意見を述べる機会の付与					
神奈川県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年神奈川県公安委員会規則第 2 号)	第 6 条及び第 12 条	説明及び意見を録取する者の指名					
	第 7 条	書面の受理並びに説明の日時及び場所の変更並びに変更の通知					
	第 10 条第 2 項第 4 号	必要と認める事項の決					

		定					
	第 11 条第 2 項及び第 3 項	意見陳述書、証拠書類及び証拠物の受理					
	第 13 条	書面の受理並びに意見陳述の日時及び場所の変更並びに変更の通知					
	第 14 条第 3 項	代理人資格喪失届出書の受理					
神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）	第 14 条第 2 項	立入調査の実施					
	第 14 条第 3 項	身分を示す証明書の交付					
	第 19 条	知事への通知					
神奈川県薬物濫用防止条例第 14 条第 2 項の規定による立入調査に関する規則（平成 27 年神奈川県公安委員会規則第 5 号）	第 2 条第 2 号	警察職員の指定					
国際捜査共助等に関する法律(昭和 55 年法律第 69 号)	第 8 条第 1 項第 5 号及び第 18 条第 8 項	事実照会に対する回答					
	第 14 条第 2 項	証拠の送付					

6 交通部

法令名	条項	内容	専決者		
			公安委員会	警察本部	警察署長
			本部長	課長	署長

			長	等	等
道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)	第 4 条第 1 項	信号機の設置及び廃止の決定			
		信号機の設置(場所の設定を除く。)			
		信号機の管理			
		交通の規制(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの(簡易なものを除く。))並びに第 110 条の 2 第 1 項に基づくものに限る。)			
		交通の規制(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの(簡易なものを除く。))並びに第 110 条の 2 第 1 項に基づくものを除く。)			
		警察官の現場における指示による交通の規制			
		道路標識等の設置			
		道路標識等の管理(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものに限る。)			
		道路標識等の管理(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものを除く。)			
	第 5 条第 1 項	警察署長に行わせる交通規制の定め			
	第 5 条第 2 項	信号機の設置及び管理の委任			
	第 22 条の 2 第 1 項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示			
	第 22 条の 2 第 2 項(第 66 条の 2 第 2 項において準用	監督行政庁との協議			

	する場合を含む。)						
	第 45 条第 1 項	駐車許可に関する定め					
	第 45 条第 3 項	交通が頻繁でないと認められた区域の指定					
	第 45 条の 2 第 1 項	高齢運転者等標章の車両の指定					
	第 45 条の 2 第 2 項	交付の申請の受理及び交付					
	第 45 条の 2 第 3 項	再交付の申請の受理及び再交付					
	第 45 条の 2 第 4 項	返納の受理					
	第 49 条第 1 項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置、廃止及び管理					
	第 49 条第 2 項	時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するための必要な措置					
	第 49 条第 3 項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等に関する事務の委託					
	第 49 条の 2	高齢運転者等専用時間制限駐車区間の指定及び表示					
	第 49 条の 5	時間制限駐車区間における駐車 of 許可に係る定め					
	第 51 条の 2 第 1 項	車輪止め装置取付け区間の指定					
		車輪止め装置取付け区間の表示					
	第 51 条の 4 第 3 項及び第 4 項	報告の受理、放置車両の認定及び放置違反金の納付命令					
	第 51 条の 4 第 6 項	弁明通知書による通知					

第 51 条の 4 第 7 項	公示による弁明通知					
第 51 条の 4 第 10 項	納付命令の公示					
第 51 条の 4 第 12 項	納付命令をしない場合の通知及び仮納付に係る金額の返還					
第 51 条の 4 第 13 項	督促状による督促及び延滞金等の徴収					
第 51 条の 4 第 14 項	地方税の滞納処分の場合による放置違反金等の徴収					
第 51 条の 4 第 16 項	納付命令の取消し					
第 51 条の 4 第 17 項	納付命令の取消の通知及び放置違反金等に相当する金額の還付					
第 51 条の 5 第 1 項	報告及び資料の提出の要求					
第 51 条の 5 第 2 項	官庁、公共団体その他の者に対する照会及び協力の要請					
第 51 条の 6 第 1 項	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理					
第 51 条の 8 第 1 項及び第 4 項	確認事務を委託することができる法人の登録					
第 51 条の 8 第 2 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	登録の申請の受理					
第 51 条の 8 第 3 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	不登録					
第 51 条の 8 第 6 項	登録の更新					
第 51 条の 9	登録を受けた法人に対する適合命令					
第 51 条の 10	登録の取消し					
第 51 条の 11 第 1 項	報告の要求及び立入検査					
第 51 条の 13 第 1 項	資格者証の交付					
	資格者証の不交付					

第 51 条の 13 第 1 項第 1 号	資格者講習の実施及び技能及び知識を有する者の認定					
第 51 条の 13 第 2 項	資格者証の返納命令					
第 51 条の 15 第 1 項	放置違反金に関する事務の委託					
第 57 条第 2 項	軽車両の乗車人員及び積載制限に関する定め					
第 58 条の 4	過積載車両に係る指示					
第 59 条第 2 項及び第 3 項	自動車の牽引の許可及び許可証の交付					
第 60 条	自動車以外の車両による牽引制限に関する定め					
第 66 条の 2 第 1 項	過労運転に係る車両の使用者に対する指示					
第 71 条第 6 号	運転者の遵守事項に関する定め					
第 74 条の 3 第 5 項	選任及び解任の届出の受理					
第 74 条の 3 第 6 項	安全運転管理者等の解任命令					
第 74 条の 3 第 8 項	講習の通知					
第 75 条第 2 項及び第 75 条の 2 第 1 項	自動車の使用制限命令(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命令を除く。)					
第 75 条第 3 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)	監督行政庁の意見の聴取					
第 75 条第 4 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)	聴聞の実施(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令を除く。)					

		聴聞の実施(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令に限る。)					
		聴聞の実施(放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)					
	第75条第5項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	聴聞の通知及び公示					
	第75条第8項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令を除く。)					
参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令に限る。)							
参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)							
	第75条第9項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付					
	第75条第10項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	標章の除去の申請の受理及び除去					
	第75条の2第1項	指示に係る自動車の使用制限命令(2月					

		以下に限る。)					
	第 75 条の 2 第 2 項	放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令					
	第 75 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項	報告及び資料の提出の要求					
	第 76 条第 4 項第 7 号	禁止行為の定め					
	第 77 条第 1 項第 4 号	道路使用許可の定め					
	第 89 条第 1 項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施					
	第 89 条第 2 項	質問票の交付					
	第 89 条第 3 項	技能検査の実施及び技能を有する旨を証する書面の交付					
	第 90 条第 1 項	運転免許の付与					
	第 90 条第 1 項ただし書及び第 2 項	運転免許の拒否					
	第 90 条第 4 項(第 7 項及び第 14 項において準用する場合を含む。)	弁明の機会の付与及び通知					
	第 90 条第 5 項及び第 6 項	運転免許の事後における取消し					
	第 90 条第 8 項及び第 103 条第 6 項	適性検査の受検命令及び診断書の提出命令					
	第 90 条第 9 項及び第 10 項	運転免許を受けることができない期間の指定					
	第 90 条第 11 項、第 101 条の 6 第 4 項、第 103 条第 9 項(第 104 条の 2 の 3 第 5 項及び第 107 条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。)及び第 104 条の 2 の 2 第 7 項	公安委員会間の連絡					
	第 90 条第 13 項	仮運転免許の拒否					
	第 90 条の 2 第 2 項	取得時講習未受講者の運転免許の拒否					

	第 91 条	自動車等の種類の限定並びに運転免許の条件の付加及び変更					
		運転免許の条件の付加及び変更(視力に係るものに限る。)					
	第 92 条	運転免許証の交付					
	第 93 条第 1 項	運転免許証への記載					
	第 93 条第 2 項	運転免許証への条件に係る事項の記載					
		運転免許証への条件に係る事項の記載(視力に係るものに限る。)					
	第 93 条の 2	運転免許証の電磁的方法による記録					
	第 94 条第 1 項	記載事項の変更の届出の受理並びに変更に係る事項の記載及び電磁的方法による記録					
	第 94 条第 2 項	再交付の申請の受理及び再交付					
	第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及び第 101 条の 4 第 2 項	認知機能検査の実施					
	第 97 条の 2 第 2 項及び第 3 項	運転免許試験の一部免除					
	第 97 条の 3 第 1 項	運転免許試験の停止(現場における不正受験者に対する試験停止を除く。)及び合格の決定の取消し					
		運転免許試験の停止(現場における不正受験者に対する試験停止に限る。)					
	第 97 条の 3 第 2 項	合格決定の取消しの通知					
第 97 条の 3 第 3 項	運転免許を受けることができない期間の						

		決定					
	第 98 条第 2 項	自動車教習所の設置者及び管理者からの届出の受理					
	第 98 条第 3 項(第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)	指導及び助言					
	第 98 条第 4 項(第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)	自動車安全運転センターに対する要求					
	第 98 条第 5 項(第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)	報告及び資料の提出の要求					
	第 99 条第 1 項	指定自動車教習所の指定					
		指定の申請の受理					
	第 99 条の 2 第 4 項	技能検定員資格者証の交付					
	第 99 条の 2 第 4 項 1 号八	技能及び知識を有すると認める者の認定					
	第 99 条の 2 第 5 項(第 99 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。)	技能検定員資格者証の返納命令					
	第 99 条の 3 第 4 項	教習指導員資格者証の交付					
	第 99 条の 4	講習の通知					
	第 99 条の 6 第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査の実施					
	第 99 条の 7 第 1 項	基準に適合させるための措置命令					
	第 99 条の 7 第 2 項	業務に関する監督命令					
	第 100 条第 1 項	指定の取消し及び卒業証明書等の発行禁止処分					
	第 100 条第 2 項	指定の取消し及び卒業証明書等の発行禁止処分の延長					
	第 100 条の 2 第 1 項及び第	再試験の実施及び通					

4項(第100条の3第3項において準用する場合を含む。)	知					
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理					
第100条の3第1項(第3項において準用する場合を含む。)及び第2項	試験移送通知書の送付及び受理並びに再試験の実施					
第101条第1項及び第101条の2第1項	更新及び特例更新の申請並びに質問票の受理					
第101条第3項	更新に係る書面の送付					
第101条第4項及び第101条の2第2項	質問票の交付					
第101条第5項及び第101条の2第3項	適性検査の実施					
第101条第6項及び第101条の2第4項	更新及び特例更新					
第101条の2の2第1項	経由地更新の申請の受理					
第101条の2の2第2項及び第5項	経由地更新に係る適性検査の実施及び通知					
第101条の2の2第3項及び第4項	公安委員会間の連絡					
第101条の2の2第5項	適性検査の実施及び通知					
第101条の3第2項	更新の拒否					
第101条の4第3項	70歳以上75歳未満の者の運転免許証の更新の際の講習並びに75歳以上の者の運転免許証の更新の際の講習及び認知機能検査に係る書面の送付					
第101条の5及び第107条の3の2	報告の要求及び受理					
第101条の6第1項	医師からの届出の受					

		理					
	第 101 条の 6 第 2 項	医師への回答					
	第 101 条の 7 第 1 項及び第 2 項	臨時認知機能検査の実施及び通知					
	第 101 条の 7 第 4 項及び第 5 項	臨時高齢者講習の実施及び通知					
	第 102 条第 1 項から第 6 項まで	臨時適性検査の実施及び通知、診断書の提出命令並びに必要な措置命令					
	第 103 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項(第 104 条の 2 の 3 第 5 項において準用する場合を含む。)並びに第 104 条の 2 の 3 第 3 項	運転免許の取消し					
	第 103 条第 3 項(第 5 項及び第 107 条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。)、第 104 条の 2 の 2 第 3 項(第 5 項において準用する場合を含む。)並びに第 104 条の 2 の 3 第 5 項及び第 8 項	処分移送通知					
	第 103 条第 4 項(第 107 条の 5 第 4 項及び第 9 項において準用する場合を含む。)及び第 104 条の 2 の 2 第 4 項	処分移送通知の受理					
	第 103 条第 7 項及び第 8 項	運転免許を受けることができない期間の指定					
	第 103 条の 2 第 4 項(第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。)	警察署長からの仮停止通知書及び運転免許証の受理					
	第 103 条の 2 第 5 項(第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。)	仮停止の通知書及び運転免許証の送付並びに受理					
	第 104 条第 1 項(第 104 条の 2 の 2 第 6 項及び第 107 条の 5 第 4 項において準用	意見の聴取					
		意見の聴取の通知及び公示					

	する場合を含む。)						
	第104条第3項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)及び第104条の2第5項	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取					
	第104条第4項(第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	不出頭に係る運転免許の取消し					
	第104条の2第1項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の実施					
	第104条の2第2項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の通知及び公示					
	第104条の2第5項	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取					
	第104条の2の2第1項	再試験の結果に係る運転免許の取消し					
	第104条の2の2第2項及び第4項	再試験の不受験による運転免許の取消し					
	第104条の3第1項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	書面の交付					
	第104条の3第4項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	通知及び運転免許証の受理					
	第104条の3第5項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)、第107条第4項及び第107条の10第3項	運転免許証及び国外運転免許証の返還					
	第104条の4第1項及び第2項	運転免許の取消しに係る申請の受理及び取消し					
	第104条の4第1項	運転免許を受けたい旨の申出の受理					

第 104 条の 4 第 3 項	申出に係る運転免許の付与					
第 104 条の 4 第 5 項及び第 6 項	運転経歴証明書の交付の申請の受理及び交付					
第 106 条及び第 107 条の 6	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理					
第 107 条第 1 項及び第 107 条の 10 第 1 項	運転免許証及び国外運転免許証の返納の受理					
第 107 条第 2 項	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付					
	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付(取消申請に係るものに限る。)					
第 107 条第 3 項及び第 107 条の 10 第 2 項	運転免許証及び国外運転免許証の提出の受理					
第 107 条の 4 第 1 項及び第 3 項	臨時適性検査の実施及び通知並びに必要な措置命令					
第 107 条の 5 第 1 項及び第 2 項	自動車等の運転の禁止(聴聞及び意見の聴取に係るものに限る。)					
第 107 条の 5 第 1 項	自動車等の運転の禁止(90 日未満 60 日以上のものに限る。)					
	自動車等の運転の禁止(60 日未満のものに限る。)					
第 107 条の 5 第 3 項	自動車等の運転の禁止期間の短縮					
第 107 条の 5 第 5 項及び第 7 項	国際運転免許証等の提出の受理					
第 107 条の 5 第 6 項(第 7 項において準用する場合)	国際運転免許証等の返還					

	を含む。)						
	第 107 条の 5 第 8 項	国際運転免許証等への処分事項の記載					
	第 107 条の 7 第 2 項	交付申請書の受理					
	第 107 条の 7 第 3 項	国外運転免許証の交付					
	第 108 条第 1 項	運転免許関係事務の委託					
		運転免許関係事務の委託の更新					
	第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項	講習の実施					
	第 108 条の 2 第 3 項	講習の委託					
		講習の委託の更新					
	第 108 条の 3 第 1 項及び第 108 条の 3 の 2	講習の通知					
	第 108 条の 3 の 3 第 1 項	講習通知事務の委託					
	第 108 条の 3 の 4	自転車運転者講習の受講命令					
	第 108 条の 3 の 5	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理					
	第 108 条の 4 第 1 項	指定講習機関の指定					
	第 108 条の 5 第 3 項	指導員の解任命令					
	第 108 条の 6 第 1 項	講習業務規程の認可及び変更の認可					
	第 108 条の 8 第 1 項	指定講習機関の基準に適合させるための措置命令					
	第 108 条の 8 第 2 項	指定講習機関の特定講習の業務に関する監督命令					
	第 108 条の 9	検査の実施並びに報告及び資料の提出の要求					
	第 108 条の 10	講習の休止及び廃止の許可					
	第 108 条の 11	指定の取消し					
	第 108 条の 26	民間の組織活動等の					

		促進等を図るための措置					
	第 108 条の 27	交通安全教育の実施					
	第 108 条の 29 第 1 項	地域交通安全活動推進委員の委嘱					
	第 108 条の 29 第 5 項	地域交通安全活動推進委員の解嘱					
	第 108 条の 30 第 1 項	活動区域の指定					
	第 108 条の 30 第 3 項	意見の申出の受理					
	第 108 条の 31 第 1 項	交通安全活動推進センターの指定					
	第 108 条の 31 第 3 項	交通安全活動推進センターに対する改善命令					
	第 108 条の 31 第 4 項	指定の取消し					
	第 108 条の 32 の 2 第 1 項	運転免許取得者教育の認定の申請の受理					
		運転免許取得者教育の認定					
	第 108 条の 32 の 2 第 2 項	認定の公示					
	第 108 条の 32 の 2 第 5 項	認定の取消し					
	第 108 条の 34	使用者及び監督行政庁への通知					
	第 109 条の 2 第 1 項	交通情報の提供					
	第 109 条の 2 第 2 項	交通情報の提供に係る事務の委託					
	第 110 条	国家公安委員会からの指示に対する措置					
	第 110 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで	特定の交通規制等の手続					
	第 110 条の 2 第 3 項及び第 7 項	管理者からの意見の聴取					
	第 111 条第 1 項及び第 3 項	道路の交通に関する調査の指示及び道路管理者等への結果の通知					
	第 114 条の 2 第 1 項	警察本部長への事務の委任					

	第 114 条の 3	高速自動車国道等における交通警察に関する事務処理の定め					
	第 114 条の 5 第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 155 条第 1 項の例による場合)	通行の禁止及び制限の標示の設置					
警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限							
緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付							
	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 76 条第 2 項を準用する第 114 条の 5 第 2 項	県内に在る者に対し通行禁止区域等を周知させる措置					
道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)	第 6 条第 3 号	通行を禁止されている道路における通行の許可要件の定め					
	第 10 条	路線バス等の範囲の指定					
	第 13 条第 1 項	緊急自動車の指定及び届出の受理					
	第 14 条の 2	道路維持作業用自動車の届出の受理及び指定					
	第 18 条第 1 項第 5 号	軽車両の灯火の定め					
	第 22 条第 3 号八	自動車の積載物の高さの制限					
	第 32 条の 3、第 32 条の 2 第 2 項並びに第 32 条の 5 第 1 項及び第 2 項	緊急自動車の運転資格の審査					
	第 33 条の 6 第 1 項第 1 号八、第 2 項第 1 号八及び第 4 項第 1 号八	届出自動車教習所が行う教習課程の指定					
	第 34 条第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号	教習を行う施設の指定					
	第 37 条の 4 第 7 号、第 37 条の 6 の 4 第 6 号及び第 37 条の 8 第 3 項	やむを得ない事情の認定					
	第 40 条の 2 第 2 号	委託の公示					

道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)	第 6 条の 3 の 3	記載事項の変更の届出の受理及び変更事項の記載					
	第 6 条の 7	表示板の設置及び廃止					
	第 6 条の 8	法人の認定					
	第 9 条の 9 第 1 項第 2 号	運転の管理に関する教習及び管理能力の認定					
	第 9 条の 9 第 2 項第 2 号	運転の管理能力の認定					
	第 10 条第 3 項	添付書類の定め					
	第 18 条の 2 の 3 第 2 項	技能検査申請書の受理及び仮免許に係る免許証の確認					
	第 18 条の 2 の 3 第 5 項	検査合格証明書の交付					
	第 18 条の 3	運転免許の拒否及び取消しの通知					
	第 18 条の 4 第 1 項、第 29 条の 3 第 2 項及び第 29 条の 5 第 1 項	医師の認定					
	第 18 条の 5	限定解除申請書の受理及び限定解除の審査の実施					
	第 22 条第 1 項(第 18 条の 2 の 3 第 4 項及び第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)	運転免許試験を行う道路及び場所の指定					
	第 22 条第 2 項及び第 3 項(第 18 条の 2 の 3 第 4 項及び第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)	運転免許試験の日時及び場所の指定					
	第 24 条第 7 項(第 18 条の 2 の 3 第 4 項及び第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)	技能試験車(特例車を除く。)の提供及び指定					
	第 24 条第 8 項(第 18 条の 2 の 3 第 4 項及び第 28 条の 2 において準用する場合	技能試験官の指定					

	を含む。)						
第 28 条	運転免許試験成績証明書 の交付の申出の受理 及び交付						
第 29 条の 2 の 4 第 4 項 及び第 29 条の 2 の 5 第 4 項	やむを得ない理由を 証する書面の受理						
第 30 条の 9 第 4 項	申請による運転免許 の取消しの通知						
第 30 条の 12 第 1 項	記載事項の変更の届 出の受理及び記載事 項の変更						
第 30 条の 13 第 1 項	再交付の申請の受理 及び再交付(警察署 長は、平成 24 年 3 月 31 日以前に交付 された運転経歴証明 書の切替えに係るも のに限る。)						
第 30 条の 14	返納の受理						
第 31 条の 4 の 2	法人の認定						
第 31 条の 5 第 3 項	廃止及び変更の届出 の受理						
第 31 条の 6	報告及び資料の提出 の要求						
第 32 条	屈折コースを走行す るのと同等の教習効 果があることの認定						
第 33 条第 5 項第 2 号二(第 34 条の 3 第 1 項第 3 号に おいて準用する場合を 含む。)及び第 38 条第 8 項第 2 号	応急救護処置の指導 に必要な能力を有す ると認める者の認定						
第 36 条	指定申請書の記載事 項変更届の受理						
第 37 条第 1 項	指定書の交付及び指 定取消通知書による 通知						
第 37 条第 2 項	措置・監督命令書の 交付						
第 37 条第 3 項	発行禁止・発行禁止						

		延長処分通知書による通知						
	第 37 条の 2 の 2 第 2 項	措置命令書の交付						
	第 37 条の 5 の 2 第 1 項	自動車等の運転禁止処分書の交付						
	第 38 条第 16 項及び第 38 条の 2	講習終了証明書の交付の申出の受理及び交付						
	第 38 条の 3	法人等の認定						
	第 38 条の 4 第 3 項	初心運転者講習の受講期間の特例に関する書面の受理						
	第 38 条の 4 の 2 第 3 項	違反者講習の受講期間の特例に関する書面の受理						
	第 38 条の 4 の 3	法人の認定						
	第 38 条の 4 の 6 第 1 項及び第 2 項	報告及び資料の提出の要求						
	第 38 条の 7 第 2 項	法人の認定						
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号)	第 3 条及び第 4 条第 2 項	意見の聴取の主宰者の指名						
	第 5 条(第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。)	書面の受理						
	第 6 条第 1 項及び第 3 項(第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)	書面の受理及び許可の通知						
	第 6 条第 2 項(第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)	出頭の許可						
	第 8 条第 1 項(第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)	期日及び場所の変更						
	第 8 条第 2 項及び第 3 項	書面の受理並びに変更の通知及び公示						
	第 11 条第 2 項	期日及び場所の公示						
	第 13 条	意見の聴取調書の受理及び報告の徴収						
	第 14 条第 1 項	書面による弁明の許可						

神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号)	第14条第2項	弁明録取者の指名					
	第15条第3項	弁明調書の受理					
	第1条の2第1項第3号キ	除外車両の指定					
	第1条の2第1項第4号ク及びケ	駐車禁止除外車両の指定					
	第1条の2第2項	指定の申請の受理					
	第1条の2第3項	標章の交付					
	第1条の2第5項	記載事項の変更の申請の受理及び変更事項の記載					
	第1条の2第6項	再交付申請の受理及び再交付					
	第1条の2第8項	標章の返納命令					
	第1条の2第9項	返納の受理					
	第2条	信号機の設置及び管理の委任書の交付					
	第4条第2項	確認書の交付					
	第4条の2	指定申請書の受理及び指定書の交付					
	第4条の3第2項	記載事項変更届の受理及び変更事項の記載					
	第4条の3第3項	再交付申請書の受理及び再交付					
	第4条の3第4項	返納届の受理					
	第5条の2第2項	登録通知書の交付					
	第5条の9	返納命令に係る駐車監視員資格者証の受理					
	第12条第3項	届出書の記載事項の変更の届出の受理					
	第12条の2	安全運転管理者証等の交付					
	第12条の3	安全運転管理者証等の返納の受理					
	第13条第1項	受講申請書の受理					
	第13条第2項	修了証書の交付					
第14条	認定申請書の受理及び資格認定書の交付						

第 15 条	解任命令書の交付					
第 15 条の 2	使用制限書の交付					
第 15 条の 3	標章除去通知書の交付					
第 15 条の 4	報告・資料提出要求書の交付					
第 18 条の 3	審査申請書の受理					
第 20 条	交付通知書の交付					
第 20 条の 2	成績証明申請書の受理					
第 21 条	無効通知書の交付					
第 22 条	取消通知書の交付					
第 23 条	受検申請書の受理					
第 25 条	受験停止通知書の交付					
第 26 条第 1 項	臨時適性検査通知書の交付					
第 26 条第 2 項及び第 4 項	提出命令書の交付					
第 26 条第 3 項	受検命令書の交付					
第 26 条の 3	運転免許関係事務委託書の交付					
第 26 条の 3 の 2 第 1 項	旅客自動車教習所の指定					
第 26 条の 3 の 6 第 1 項	旅客自動車教習所の指定申請書の受理					
第 26 条の 3 の 7	指定書の交付					
第 26 条の 3 の 8	記載事項の変更の届出の受理					
第 26 条の 3 の 10 第 1 項	基準に適合させるための措置命令及び業務に関する監督命令					
第 26 条の 3 の 10 第 2 項	措置・監督命令書の交付					
第 26 条の 3 の 10 第 3 項	指定の取消し及び旅客自動車教習所修了証明書の発行禁止処分					
第 26 条の 3 の 10 第 4 項	指定の取消し及び旅客自動車教習所修了					

		証明書の発行禁止処分の延長					
	第 26 条の 3 の 10 第 5 項	指定取消通知書及び修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書による通知					
	第 26 条の 4 及び第 26 条の 6	認知機能検査員講習受講申請書の受理及び講習終了証の交付					
	第 27 条第 1 項から第 11 項まで並びに第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項	講習受講申請書の受理					
	第 27 条第 13 項	講習の日時等及び場所の指定					
	第 27 条第 14 項、第 16 項及び第 17 項	講習終了証書の交付					
	第 29 条第 1 項	講習実施委託書の交付					
	第 29 条第 2 項	指定講習機関指定書の交付					
	第 29 条の 4	運転免許取得者教育認定書の交付					
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号)	第 4 条	自動車運転代行業の認定					
	第 5 条第 1 項	認定申請書の受理					
	第 5 条第 2 項	認定の通知及び認定証の交付					
	第 5 条第 3 項	認定の拒否					
		認定の拒否に係る通知					
	第 5 条第 4 項、第 7 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 24 条第 2 項	国土交通大臣との協議					
	第 5 条第 5 項	認定証の亡失等の届出の受理及び再交付					
	第 7 条第 1 項	認定の取消し					
	第 8 条第 1 項	記載事項の変更の届出書の受理					
第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項及び第 22 条第 1 項	国土交通大臣への通知						

第 8 条第 3 項	認定証の書換え					
第 9 条第 1 項及び第 2 項	返納の受理					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 22 条の 2 第 1 項	最高速度違反行為に係る指示					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 58 条の 4	過積載車両に係る指示					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 66 条の 2 第 1 項	過労運転の車両の使用者に係る指示					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 74 条の 3 第 6 項、第 75 条第 2 項及び第 75 条の 2 第 1 項	安全運転管理者等の解任命令及び自動車の使用制限命令(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命を除く。)					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条第 9 項	自動車等の使用制限書の交付及び標章の貼付					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条第 10 項	標章除去申請の受理及び標章の除去					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条の 2 第 1 項	指示に係る自動車の使用制限命令(2 月以下に限る。)					
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条の 2 第 2 項	放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令					
第 21 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査					
第 21 条第 3 項	身分証明書の貸与					
第 22 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 1 号	必要な措置の指示					
第 22 条第 2 項	国土交通大臣からの通知の受理					

	第 23 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 2 号	営業の停止命令					
	第 23 条第 2 項	国土交通大臣からの要請の受理					
	第 24 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 3 号	営業の廃止命令					
	第 25 条第 1 項(第 3 項で準用する場合を含む。)及び第 2 項	処分移送通知書の送付及び受理					
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 35 号)	読み替えて適用される道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号	運転の管理に関する教習及び管理能力の認定					
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う神奈川県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則(平成 14 年神奈川県公安委員会規則第 5 号)	第 1 条の規定により読み替えて適用される神奈川県道路交通法施行細則第 13 条第 1 項	申請書の受理					
	第 1 条の規定により読み替えて適用される神奈川県道路交通法施行細則第 13 条第 2 項	修了証書の交付					
	第 1 条の規定により読み替えて適用される神奈川県道路交通法施行細則第 14 条第 1 項	申請書の受理					
	第 1 条の規定により読み替えて適用される神奈川県道路交通法施行細則第 14 条第 2 項	資格認定書の交付					
	第 1 条の規定により読み替えて適用される神奈川県道路交通法施行細則第 15 条	解任命令書の交付					
	第 2 条	立入証の交付					
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成 2 年国	第 1 条第 2 項	地域交通安全活動推進委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置					

家公安委員会規則第7号)	第6条	身分証明書の貸与					
	第7条	標章の貸与					
	第8条第1項	講習の実施					
	第8条第2項	講習の委託					
	第9条	地域交通安全活動推進委員の指導					
	第10条	解嘱の理由の通知及び弁明の機会の付与					
	第14条	報告及び資料の提出の要求					
	第15条	勧告					
交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)	第1条第1項	指定申請書の受理					
	第2条	法人の名称等の公示					
	第3条	変更の届出の受理及び変更事項の公示					
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理					
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理					
	第7条第3項	報告及び資料の提出の要求					
	第8条	解任の勧告					
	第9条	指定の取消しの公示					
	第10条	都道府県センターとの連携					
道路法(昭和27年法律第180号)	第32条第1項第7号	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置に伴う道路の占用の許可の申請					
	第35条	道路の占用の協議					
	第95条の2第1項	道路管理者との意見の調整 道路管理者との意見の調整(第46条第3項及び第47条第3項並びに道路上における道路の付属物である自動車駐車場の設置に係るものを除					

		く。)					
	第95条の2第1項ただし書(第2項ただし書において準用する場合を含む。)	通知の受理					
	第95条の2第2項(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第24条の2において準用する場合を含む。)	道路管理者との協議(第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものを除く。)					
		道路管理者との協議(第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものに限る。)					
駐車場法(昭和32年法律第106号)	第3条第2項	知事に対する意見の回答					
	第4条第3項及び第4項(第5項において準用する場合を含む。)	市町村に対する意見の回答及び通知の受理					
	第5条第2項	地方公共団体の長に対する意見の回答					
駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)	第7条第3項	国土交通大臣との協議及び意見の調整					
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)	第3条第2項	国家公安委員会及び国土交通大臣に対する意見の回答					
	第4条	整備事業の実施					
	第5条第1項(第3項において準用する場合を含む。)	実施計画の作成及び提出					
幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)	第5条第3項(第6項において準用する場合を含む。)	知事との協議					
	第7条第1項	道路交通騒音の減少等のための措置					
	第7条の2第1項(第4項において準用する場合を含む。)	道路交通騒音減少計画の策定					
	第7条の2第3項(第4項において準用する場合を	道路交通騒音減少計画の公表及び通知					

	含む。)							
	第 8 条第 1 項	沿道整備協議会での協議						
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)	第 10 条第 1 項	協議会における審議調査						
	第 15 条第 2 項(第 4 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 24 条第 2 項及び第 25 条第 3 項	知事との協議						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)	第 25 条第 8 項(第 13 項において準用する場合を含む。)	市町村との協議						
	第 25 条第 9 項(第 13 項において準用する場合を含む。)	基本構想案の作成及び市町村への提出						
	第 25 条第 11 項(第 13 項において準用する場合を含む。)	基本構想の受理						
	第 26 条第 1 項及び第 4 項	協議会での協議						
	第 26 条第 3 項	通知の受理						
	第 27 条第 1 項	基本構想の作成及び変更の提案						
	第 31 条第 4 項(第 7 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。)	道路管理者との意見の調整						
	第 31 条第 6 項(第 7 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。)	道路特定事業計画の受理						
	第 36 条第 1 項	交通安全特定事業計画の作成及び交通安全特定事業の実施						
	第 36 条第 4 項(第 6 項において準用する場合を含む。)	関係する市町村及び道路管理者との意見の調整						
第 36 条第 5 項(第 6 項において準用する場合を含む。)	交通安全特定事業計画の公表並びに関係する市町村及び道路管理者への送付							
地域公共交通の活性化	第 5 条第 6 項(第 9 項にお	市町村との協議						

及び再生に関する法律 (平成 19 年法律第 59 号)	いて準用する場合を含む。)					
	第 5 条第 7 項(第 9 項において準用する場合を含む。)、第 8 条第 5 項(第 6 項において準用する場合を含む。)、第 13 条第 5 項(第 6 項において準用する場合を含む。)及び第 21 条第 4 項(第 5 項において準用する場合を含む。)	計画の受理				
	第 6 条第 1 項	協議会における協議				
	第 8 条第 3 項(第 6 項において準用する場合を含む。)、第 13 条第 3 項(第 6 項において準用する場合を含む。)及び第 21 条第 3 項(第 5 項において準用する場合を含む。)	地域公共交通特定事業を実施しようとする者との意見の調整				
	第 14 条第 4 項(第 7 項において準用する場合を含む。)、第 22 条第 4 項(第 7 項において準用する場合を含む。)及び第 30 条第 5 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	国土交通大臣との意見の調整				
災害対策基本法	第 48 条第 2 項及び第 76 条第 1 項	通行の禁止及び制限				
	第 76 条第 2 項	県内にある者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				
	第 76 条の 4	道路管理者等への要請				
災害対策基本法施行令 (昭和 37 年政令第 288 号)	第 20 条の 2 第 1 項及び第 32 条第 1 項	通行の禁止及び制限の標示の設置				
		警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限				
	第 20 条の 2 第 2 項	回り道の明示				
	第 20 条の 2 第 3 項	通行の禁止及び制限についての道路管理				

		者の意見の聴取					
	第 20 条の 2 第 4 項並びに第 32 条第 2 項及び第 3 項	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡					
	第 20 条の 2 第 5 項	通行の禁止及び制限の広報					
	第 33 条第 1 項及び第 2 項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付					
	第 33 条の 3 第 1 項	道路管理者等からの通知の受理					
大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)	第 24 条及び第 32 条第 2 項	通行の禁止及び制限					
大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号)	第 11 条第 1 項及び第 18 条第 1 項	通行の禁止及び制限の標示の設置					
		警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限					
	第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 18 条第 4 項	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡					
	第 12 条第 1 項及び第 2 項	緊急輸送車両の確認並びに標章及び証明書の交付					
	第 18 条第 2 項	回り道の明示					
	第 18 条第 3 項	通行の禁止及び制限についての道路管理者の意見の聴取					
	第 19 条第 2 項	通行の禁止及び制限の広報					
原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)	第 28 条第 2 項において適用する災害対策基本法第 76 条第 1 項	通行の禁止及び制限					
原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)	第 8 条第 2 項において適用する災害対策基本法施行令第 32 条第 1 項	警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限					
		通行の禁止及び制限の公安委員会間の連絡					

	項						
	第 8 条第 2 項において適用する災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項及び第 2 項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 42 条第 2 項及び第 155 条第 1 項	通行の禁止及び制限					
	第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条第 2 項	県内に在る者に対し通行禁止区域等を周知させる措置					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)	第 6 条(災害対策基本法施行令第 20 条の 2 第 1 項の例による場合)及び第 39 条(災害対策基本法施行令第 32 条第 1 項の例による場合)	通行の禁止及び制限の標示の設置 警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限					
	第 6 条(災害対策基本法施行令第 20 条の 2 第 2 項の例による場合)	回り道の明示					
	第 6 条(災害対策基本法施行令第 20 条の 2 第 3 項の例による場合)	通行の禁止及び制限についての道路管理者の意見の聴取					
	第 6 条(災害対策基本法施行令第 20 条の 2 第 4 項の例による場合)及び第 39 条(災害対策基本法施行令第 32 条第 2 項及び第 3 項の例による場合)	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡					
	第 6 条(災害対策基本法施行令第 20 条の 2 第 5 項の例による場合)	通行の禁止及び制限の広報					
	第 39 条(災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項及び第 2 項の例による場合)	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付					
	自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)	第 19 条	国土交通大臣との意見の調整				
自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和 34 年政令第 320 号)	第 4 条第 3 項及び第 6 条第 1 項	国土交通大臣及び地方運輸局長との協議					
共同溝の整備等に関する	第 3 条第 3 項	道路管理者との意見					

る特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)		の調整					
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)	第 3 条第 2 項	道路管理者との意見の調整					
タクシー業務適正化特別措置法(昭和 45 年法律第 75 号)	第 43 条第 3 項	国土交通大臣との協議					
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)	第 46 条第 11 項	市町村との協議及び同意					
東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)	第 18 条第 5 項	国土交通大臣との意見の調整					
車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)	第 11 条第 2 項	道路管理者との意見の調整					
振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 条)	第 12 条	知事及び道路管理者との協議					
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成 19 年内閣府・国土交通省令第 2 号)	第 1 条及び第 2 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	意見を求める旨の書面の受理					
	第 2 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	意見の提出					
	第 4 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	処分の通知の受理					
東日本大震災復興特別区域法第 18 条第 1 項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成 23 年内閣府・国土交通省令第 5 号)	第 1 条	意見を求める旨の書面の受理					
	第 2 条	意見の提出					
	第 4 条	国土交通大臣からの通知の受理					
路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書	第 2 条(第 4 条及び第 5 条において準用する場合を含む。)	陸運局長等への意見書の提出(第 4 条は、一般乗合旅客自動車運送事業の自動車車庫の新設及び位					

(昭和 40 年 4 月 20 日運輸省、警察庁覚書)		置の変更に関するものに限る。)					
	第 3 条(第 4 条及び第 5 条において準用する場合を含む。)	処分内容及び措置結果通知の受理					
道路運送車両の保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する合意書(昭和 63 年 2 月 1 日関東運輸局、関東管区警察局合意書)		関東運輸局長への意見書の提出					
特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(平成元年 3 月 27 日警察庁、運輸省覚書)	第 2 条(第 4 条において準用する場合を含む。)	地方運輸局長への意見書の提出					
	第 3 条(第 4 条において準用する場合を含む。)	処分の内容及び措置結果の通知の受理					
	第 5 条	意見調整、資料の提供及び処分の通知					
車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに基づき道路管理者が行う道路の指定の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(平成 5 年 11 月 18 日警察庁、建設省覚書)		道路管理者との意見の調整					
踏切道改良促進法第 3 条第 1 項に基づく覚書(平成 13 年 2 月 2 日警察庁、国土交通省覚書)		地方運輸局との意見の調整					
神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成 15 年神奈川県条例第 73 号)	第 16 条第 1 項	重点区域の指定					
	第 16 条第 2 項(第 5 項において準用する場合を含む。)	市町村長からの意見の聴取					
	第 16 条第 3 項(第 5 項において準用する場合を含む。)	暴走行為助長禁止重点区域の指定の告示					
	第 16 条第 4 項	重点区域の指定の解除					

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第8条	警察署長からの通知の受理					
	第9条第1項	運行供用制限命令					
	第9条第2項	自動車の運行供用制限書の交付及び標章の貼付					
	第9条第3項	申告の受理					
	第9条第4項及び第5項	保管場所の確保の確認及び確認の通知並びに標章の除去					
	第10条第1項	聴聞の実施					
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示					
	第12条	報告及び資料の提出の要求					
	第13条第2項	監督行政庁への通知					
確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)	第2条第1項(第3項において準用する場合を含む。)	登録申請書の受理					
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示					
	第7条第1項	受講申込書の受理					
	第9条第1項	修了証明書の交付					
	第9条第2項(第10条第5項において準用する場合を含む。)	再交付申請書の受理 再交付					
	第10条第2項	認定申請書の受理					
	第10条第4項	認定書の交付					
	第11条第1項	交付申請書の受理					
	第13条第1項	書換え交付申請書等の受理					
		書換え交付並びに資料の提示及び提出の要求					
	第13条第2項	再交付申請書の受理					
再交付							
第14条	返納命令書の交付及び駐車監視員資格者証の返納の受理						
運転免許に係る講習等	第2条第1項第1号及び第	チャレンジ講習受講					

に関する規則(平成6年 国家公安委員会規則第4 号)	2号	結果確認書の交付					
	第4条第2項第2号	認知機能検査員の審 査及び認知機能検査 員講習の実施					
指定講習機関に関する 規則(平成2年国家公安 委員会規則第1号)	第2条第1項	指定申請書の受理					
	第3条	指定の公示					
	第4条第1項及び第3項	変更の届出の受理					
	第4条第2項	変更事項の公示					
	第5条第5号及び第7条第 5号	運転適性指導及び運 転習熟指導について の技能及び知識に関 する審査					
	第9条	認可申請書及び変更 認可申請書の受理					
	第11条	講習結果報告書の受 理					
	第13条	事業報告書及び収支 決算書の受理					
	第14条	休廃止の許可申請書 の受理及び休廃止に 係る公示					
	第15条	指定の取消しの公示					
	第16条	業務の引継ぎ等					
第17条	特定講習指導員の指 名						
第18条	指定講習機関との連 携						
届出自動車教習所が行 う教習の課程の指定に 関する規則(平成6年国 家公安委員会規則第1 号)	第2条第1項	指定申請書の受理					
	第3条	指定書の交付					
	第4条	変更の届出の受理					
	第7条	報告及び資料の提出 の要求					
	第8条第1項	指定の取消し					
	第8条第2項	指定取消通知書によ る通知					
技能検定員審査等に関 する規則(平成6年国家 公安委員会規則第3号)	第1条	技能検定員審査の実 施					
	第2条(第10条第2項にお いて準用する場合を含 み)	技能検定員審査の公 示					

	む。)						
	第3条第1項及び第11条第1項	審査申請書の受理					
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付					
	第5条第1項及び第13条第1項	審査合格証明書の交付					
	第5条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)及び第8条第1項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	再交付申請書の受理及び再交付					
	第6条	技能及び知識を有すると認める者の認定					
	第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項	交付申請書の受理及び交付					
	第8条第2項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	書換え申請書の受理及び書換え					
	第9条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納命令書の交付					
	第9条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納の受理					
	第10条第1項	教習指導員審査の実施					
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)	第2条第1号八及び二	必要な技術及び知識を有する者の認定					
	第5条	申請の受理					
	第7条第1項及び第3項	変更の届出の受理					
	第7条第2項及び第12条	変更事項及び認定の取消しの公示					
	第13条	フレキシブルディスクによる手続の定め					

7 警備部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本部長	警察部長等	警察署長
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	第10条第6項、第19条の19第3項、第28条第2項、第52条第7項、第59条の2第3項及び第61条の2の14第3項	事実照会に対する回答				
	第61条の8第2項	協力要請に対する協力				
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)	附則第14条第3項	事実照会に対する回答				
国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)	第9条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可				
	第10条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可申請書の受理				
	第12条	許可に係る条件の付加及び変更				
	第13条第1項	許可証の交付				
	第13条第2項	許可証の再交付申請の受理				
		許可証の再交付				
	第13条第3項	許可証の返納の受理				
	第14条	許可の取消し				
第16条第1項	特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令					
	命令をした旨の通知					
第16条第2項	通知すべき事項の公告					

	第 16 条第 3 項	命令の取消し					
	第 17 条第 1 項	規制対象財産の提出命令及び仮領置					
	第 17 条第 2 項	規制対象財産の引継ぎ及び引継ぎを受けた規制対象財産の仮領置					
		引継ぎをした旨の通知					
	第 17 条第 3 項	規制対象財産の返還申請の受理					
	第 17 条第 4 項及び第 5 項	規制対象財産の返還					
	第 17 条第 7 項	規制対象財産の返還先が公告国際テロリストである場合の措置					
		引き続き仮領置する旨の通知					
	第 19 条	資料の提出その他協力の要求					
	第 20 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査					
	第 20 条第 2 項	身分証明書の貸与					
	第 21 条	情報の提供並びに指導及び助言					
	第 22 条	公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令					
	第 23 条	国家公安委員会への報告					
国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成 27 年国家公安委員会規則第 16 号）	第 34 条第 1 項	提出資料目録の作成及び写しの交付					
	第 34 条第 2 項	資料の返還					
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和 25 年神奈川県条例第 69 号)	第 3 条第 1 項	不許可処分並びに重要、異例及び疑義があるものの許可					
		2 署以上にわたって行わ					

		れるものの許可(軽易なものを除く。)並びに集団陳情が伴い、又は伴うおそれのあるもの及び紛争発生のおそれのあるものの許可					
		軽易なものの許可					
	第3条第1項及び第3項	不許可、許可取消し及び許可条件変更処分の通知					
	第3条第1項第6号	条件による進路、場所及び日時の変更					
	第3条第2項	許可する旨を記載した書面の交付					
	第3条第3項	許可の取消し及び条件の変更					
	第3条第4項	県議会への報告					
災害対策基本法	第29条第1項	職員の派遣の要請					
	第29条第3項(第30条第3項において準用する場合を含む。)	事前の協議					
	第30条第1項及び第2項	職員の派遣のあっせんの要求					
	第68条	応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施を除く。)					
		応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。)					
	第74条第1項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)					
応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援に限る。)							
大規模地震対策特別措置法	第26条第1項において準用する災害	応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援					

	対策基本法第 68 条	及び災害応急対策の実施を除く。)					
		応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。)					
	第 26 条第 1 項において準用する災害対策基本法第 74 条第 1 項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)					
		応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援に限る。)					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 12 条第 1 項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)					
		応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援に限る。)					
	第 18 条第 1 項	応援(緊急に行う応援を除く。)					
		応援(緊急に行う応援に限る。)					
	第 102 条第 5 項	立入制限区域の指定					
	第 102 条第 6 項	立入制限区域を指定した場合の施設管理者への通知及び必要事項の公示					
	第 102 条第 8 項	国家公安委員会からの指示に対する措置					
	第 151 条第 1 項	職員の派遣の要請					
	第 151 条第 2 項	事前の協議					
	第 152 条第 1 項及び第 2 項	職員の派遣のあっせんの要求					